

の關係を詳悉せる者未だ之れ無く斯の如くにして監獄衛生上に奏効を得んとするは蓋し望む可らざるなり然るに監獄衛生が小官の陳述せるが如く果して國家衛生に關係を有するものならんには監獄衛生の今日の有様に在るは所謂一大試験場は睡眠中のものと謂ふへし此故に監獄醫の選擇には殊に注意せられんことを望むと同時に將來監獄醫其人の注意を希望することも亦少なからざるなり然れども是は國家の開明進歩に際して必ず經歷すへき階段なるを以て小官は今日の此有様を以て直に獄醫を責むるが如きの苛酷手段を取るには非ず只將來の爲め一言し置かざる可らざるものと信したればなり

右の如く監獄衛生の注意は尙甚た不十分なるにも拘はらず今日迄の改良を見たる所以のものは畢竟西洋監獄制度に摸倣したるの結果たるに外ならざるへし然れども元來西洋摸倣は我邦の社會に害を與へたることなきや又監獄改良は西洋摸倣の爲め今日の好結果を得たるも今後尙は單に西洋風に摸倣するのみにて可なりや如何蓋監獄制度と云ひ又其衛生法と云ひ宜しく本邦の實驗に徴して別に考究すべきや論を俟たざるなり即ち今回の如く典獄諸君相會して審議討究せらるゝ所のものも必竟此目的に外ならざるへし而して其下に屬する獄醫も其意を領して其職務に従事するに至らば將來良成績を擧ぐるや必然なるのみならず國家衛生上に於ても更に大なる利益を得るに至らん

監獄衛生の重せざるべからざるや其れ明かなり故に監獄衛生に直接の關係ある獄醫のことに就き尙一步を進めて陳へざる可らざることあり獄醫の撰任を既往の如く診脈投藥徒らに疾病の看護者に止まるが如き醫師を以てせば依然充分なる改良を見る可らず其職務の責任重ければ隨て其撰擇も一層鄭重になし位置待遇をも之を進めて充分其責任を盡さしむるを以て今日殊に必要な事柄なりと信するなり然る以上には傳染病の獄内に侵入す

るの厄に逢ふて自ら其責任の重を知り苟もすることなかるべく隨て能く其流行を杜絶するを得るなるべし今日の有様にては監獄醫の職務を公立病院に委託せる監獄もあれど概して專任醫を置ける監獄に於ても其職務上に就き時として公立病院助手以下の指揮を甘んずる醫師なきに非らず斯る醫師たれば自ら其職務上に有する興味も少なく只米飯の味を知るのみ何人にては給料を得て生活する者は米の味と同時に職務上の味も之を知らざる可らず就中監獄醫は殊更に職務上の興味を充分に感知する者ならざる可らず然らざれば先年神戸の監獄に於て發疹室扶私の流行したるが如き場合には醫師は悉く辭去するの不體裁を見ることあるべし是は強ち醫師の卑怯のみに歸すべきものに非らず畢竟監獄制度の然らしむる所なきを得んや最初獄醫の撰任に注意し典獄諸君の指揮監督の間自然に眞正の監獄醫たらしむる様養成すること殊に必要ななりとす又發疹室扶私の獄内に流行するに際し豫防の處置多くは公立病院長の指揮に従ふを例とす然るに公立病院長なるものは監獄衛生は如何なるものにして監獄制度は如何なるものなりや又獄内の傳染病は如何に之を處置すべきや平生其思想を凝らせし者は蓋し少れなるべし凡そ學說上の理論を以て公衆衛生の事實に應用することは専門經驗の要あり平生治療病院の院長は假令衛生の通我を知ると謂ふと雖も監獄衛生の指導者となすが如き完全と謂ふを得ざるなり監獄には監獄の醫師ありて獄醫たるものは専門に其責を擔ふて執筆するに非ざれば其効を奏す可らざるが故に監獄には專任の監獄醫を置き恰も獄醫は陸軍の軍醫と等しく職權上充分に責任を重し其威嚴を保たしめざる可らず今日は獄醫の待遇も稍高尙になりたるも其撰任方に至ては中には依然雇醫師を採用したる時と毫も異なる所あるを見ざるが如し未だ相當の智識を備ふる者を採用するの制に非ざれば普通の傳染病に在ては兎も角もなれども一朝劇烈なる傳染病の侵入を蒙るが如き場合には甚しき傷害を受くるや必要なるへし今日迄の經驗に據れば幸にし

て發疹室扶私の監獄に猖獗の流行を見しこと準に少く其大要左表の如し

監獄及發疹室扶私患者表

| 府縣名 | 年度 | 死患 |
|-----|------|-----|
| 京都府 | 十九年 | 一八一 |
| 大阪府 | 十九年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 十九年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 十九年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 十九年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 十九年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 十九年 | 一五三 |
| 富山縣 | 十九年 | 一五 |
| 熊本縣 | 十九年 | 三四一 |
| 島根縣 | 十九年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 十九年 | 一四九 |
| 京都府 | 二十年 | 二八一 |
| 大阪府 | 二十年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 二十年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 二十年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 二十年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 二十年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 二十年 | 一五三 |
| 富山縣 | 二十年 | 一五 |
| 熊本縣 | 二十年 | 三四一 |
| 島根縣 | 二十年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 二十年 | 一四九 |
| 京都府 | 二十一年 | 一八一 |
| 大阪府 | 二十一年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 二十一年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 二十一年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 二十一年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 二十一年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 二十一年 | 一五三 |
| 富山縣 | 二十一年 | 一五 |
| 熊本縣 | 二十一年 | 三四一 |
| 島根縣 | 二十一年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 二十一年 | 一四九 |
| 京都府 | 二十二年 | 一八一 |
| 大阪府 | 二十二年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 二十二年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 二十二年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 二十二年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 二十二年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 二十二年 | 一五三 |
| 富山縣 | 二十二年 | 一五 |
| 熊本縣 | 二十二年 | 三四一 |
| 島根縣 | 二十二年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 二十二年 | 一四九 |
| 京都府 | 二十三年 | 一八一 |
| 大阪府 | 二十三年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 二十三年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 二十三年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 二十三年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 二十三年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 二十三年 | 一五三 |
| 富山縣 | 二十三年 | 一五 |
| 熊本縣 | 二十三年 | 三四一 |
| 島根縣 | 二十三年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 二十三年 | 一四九 |
| 京都府 | 二十四年 | 一八一 |
| 大阪府 | 二十四年 | 一七五 |
| 兵庫縣 | 二十四年 | 一〇三 |
| 長崎縣 | 二十四年 | 二一六 |
| 群馬縣 | 二十四年 | 一〇三 |
| 愛知縣 | 二十四年 | 二四三 |
| 滋賀縣 | 二十四年 | 一五三 |
| 富山縣 | 二十四年 | 一五 |
| 熊本縣 | 二十四年 | 三四一 |
| 島根縣 | 二十四年 | 五四一 |
| 岡山縣 | 二十四年 | 一四九 |
| 合計 | 十九年 | 一八一 |
| 合計 | 二十年 | 一七五 |
| 合計 | 二十一年 | 一〇三 |
| 合計 | 二十二年 | 二一六 |
| 合計 | 二十三年 | 一〇三 |
| 合計 | 二十四年 | 二四三 |
| 合計 | 合計 | 一五三 |

患者百ニ付 十二人三三三

| 總計 | 德島縣 | 大分縣 | 北海道 | 治監總 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 二、八三四 | 二一 | 一八八 | 六 | 一一 |
| 三六五四 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 五六三 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 一四三 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 六八 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 二 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 五二八 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 三九 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 三九九八 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 四九三 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |

其多數は十九年兵庫縣大阪府とす其他に在ては一時發生するも未だ發疹室扶私の爲めに著るしき慘況を蒙れることなきは寔に本邦監獄の僥倖と謂はざる可らず而して我邦に於て此の如く其害毒を免かれたるは其構造及び風土の關係に原因せりや否未だ之れが斷定を下すの調査を経ざるなり恐らくは本邦の風土並に監獄構造は却て他國に比して衛生上優れる所あるに因るならん十九年に於ける兵庫監獄の發疹室扶私も猛烈なりしと雖ども之を外國の流行に比較すれば未だ猖獗と云ふに足らざるか如し乍去今後流行病の勢ひ漸く一變して歐洲諸國に於て常に見るか如く猖獗なる監獄の害毒を蒙ること勢ひ免るへからざるへし然らば傳染病の處置のみに就ても充分其責任を擔ふて從事すへき獄醫を養成し置かんこと小官の希望して止まざる所なり之を爲すには獄醫をして諸多の衛生報告も儀式的に流れし事實の結果を玩味して調査するの精神を喚起せざる可らず然るに監獄衛生上統計表は悉く醫師をして調製せしむること、爲せば附屬の事務員を要するに至り或は行はれざるに至らんかなれども監獄醫は其統計表の調製方を指示し且備考に其意見を附せしむせること、定めざるへからず今日其成績

結果を玩味するものは監獄醫中誠に稀なるを知る幸に監獄醫其人を得て能く統計の結果を調査せしむるを得は自然豫防上に篤く意を用ふるに至るを以て傳染病の侵入するも流行病の猖獗を來すことあるも能く職務を擔ふて之を調製し調製し了れば直に其筋に達し監獄醫に其材料蒐成の意見を徴し製表の上考案を附せしむること無きか故に甚きは死亡の多少患者の増減は監獄醫に於て意に介すること少きもの、如し又傳染病の獄内に侵襲するに方り之を豫防し之を消毒する方法は平生其準備なかる可らざるに實際果して如何蓋し其準備ある者は甚た稀にして皆臨機應變の手段に乏しきの感を免れざるもの、如し凡そ傳染病の消毒豫防の如きは書籍に就て之を講究するのみならず實地に實用して其熟練を重ねるに非ざれば決して効を奏す可らず既に其事に熟練すれば改良の工夫自ら其間に生じて時機を得て之れか應用を試みんとするは人性の常なれば獄醫たる者は平生に於て其考へなかる可らざるなり畢竟獄制の今日の如き改善を見るに至りたるも典獄たり獄醫たる者は平生に於ての結果に就き種々の著述を發行して其成績を競争せるに在り是故に本邦に於ても今後各監獄に向て一々之を望むこと能はざるにもせよ其注意を以て報告書の出づるに至らば競争自ら生じて漸次改良の緒に就くを得へけん従前の如く獄醫は半日は病囚を診治し半日は自家得意の病者を回診するか故に監獄に勤務中も其心此に在らずして自家病人の事のみ是れ思ふか如き事情を免れざらしめば焉んを能く専心其職務に執掌せしむることを得んや希くは監獄醫たる者は樂んで其職務に従事するに至らしめんことを望むものなり

(未完)

● 看讀書籍に就て

別 天 生 稿

四人に對する看讀書籍の範圍に就ては、監獄則第三十一條第二項之を明定して、修身宗教及營業に必要な種目となせり、一見其間敢て疑駁を生ずべき餘地なきが如しと雖も、而かも、實際其の任に當るに迫らば、頗る迷を生ぜざるを得ず、若し夫れ無數多量なる書籍館に入り、或一二冊を抽出し、試に之を許すべきや否やの問題を提出したらむには、諸家の意見區々、或は是を唱へ否を稱し、必ずしも同一の意嚮に出づることあるべし、斯の如く、當局者を異にするに従ひ、看讀書籍の範圍廣狹を來すが如きは、抑々また治獄衡平の趣旨に反むくものと謂はざるべからず、然りと雖も、各四人の性情教育の程度を異にする雜駁無限の者に對し、共に同一筆法を以て、甲に許したるものを乙に許さむとするが如きは、所謂、看讀書籍の性質を誤解したる者と謂ふべきなり、果して然らば、當局者は如何なる標準を資て、以て先づ書籍の看讀を許さむとするか、是れ吾人の當さに研究を要すべき問題ならずや、今、之に關し、世上流布する所の説を擧ぐれば二あり、一は範圍をして成るべく廣く解釋せむとするもの(擴張主義)、他はその範圍を狹縮せむとするもの(制限主義)是なり、請ふ、吾人をして此兩説を評論せしめ、併せて卑見の存する所を述ぶるの自由を與へしめよ、識者、若し卑見にして誤謬とする所あらば之を疵摘せむこと、豈啻に吾人の幸とするのみに非なるなり、

(一)擴張主義、法文、既に「修身宗教及營業に必要な書籍」と謂ふ、其の如何なる書籍が必要なるや否やは固より當局者の認定權内に在りと雖も、書籍の看讀を許すの趣旨は、之に依て、心性の感化を計り若くは將來出獄後生計の徑道を得せしめむが爲なること、毫も、疑を容れざる所なり、然らば、苟くも書籍の以て修

身宗教及營業に關するものは、悉く探て以て、囚人の閱覽に供すべし、徒に之が制限を附するが如きは、偶々以て感化歸正を妨ぐるの手段たるに外ならず、故に之を廣く解釋せむと、監獄則の精神に適ふと謂ふべきなり、

此主義は我邦の獄制上、今日の實際に適用すべからざるものとあるを認む、彼の歐米各國の如く、監獄内、別に書籍館の設備ありて茲に看護せしむるの地方に在ては、能く此主義を貫徹し得べきも、我邦の如き差入若くは自費購求に依るに非ずんば、書籍を看護し得べからざる地に在ては、勢、監房又は工場に書籍の下付を許せむか、目に一丁の文字を解せざる輩も、尙且、書籍の下付を請ひ、之を以て他囚人の歡心を買ふの弊あり、或は又、自己の志望先づ大工職に在るに、尙且、造靴の書籍を看んと請ふが如きは、豈他に隱微なる約束の其間に伏藏するなきを保せむや、斯の如き弊害は、囚人に下附したる時にこそ發生すべけれ、好し、看守者にして爛眼を放ち、嚴密なる監督を施し、全くその弊を除却し得べしとするも、必要な書籍は何の爲めに之が看護を許せざる可からざるの理由あるか、法文、必要の文字を明示したる良とに以あるなり、三種の書籍は如何なるものと雖も、如何なる囚人にも、悉く之を許可すべきの意を含むに非ず、則ち「必要」の意義は囚人教育の程度、志望の業種、性情等に依て、當該囚人に適應なる書籍と謂ふに過ぎず、此の趣旨のある所を解し來らむには、擴張主義の必ずしも是ならざるを知るに足らむ、

(二)制限主義 囚人に對しては、書籍の看護を禁制するを本体とす、唯監獄則に依て許可せられたる書籍に限る特に看護の餘地を有するのみ、而して又此餘地を有する三種の書籍と雖も、必要の文字あるを以て之を制限すべきは、法意既に明かなり、殊に感化上有益なりとして見做されたる書籍は、往々娛樂的に解せらるゝの實例あるを以て益々之が制限を加ふるの必要あるを見る、若し能ふべくんば、各地區々に出づるを避けむが爲め、豫め、許可書目を一定せむこと望む所なり、

該主義は多く當局者の間に行はれ、其の勢力を占むるもの、如し、殊に許可書目一定の意見は、往々吾人の耳にする所にして、或は典獄協議會に顯はれたることさへありたりき、この論の實務家に稱揚せらるゝ、所以のもの、其の深意の存する所を表白すれば實に左の數點に在らむ、

一、實際上より觀察し來れば、方今の囚人中、營々屹々、自己の作業に精勵し、其の閑を以て讀書し感化上の利益を収めむと欲する者、極めて稀なり、外見上、改悟の道を得むとするに汲々たるが如しと雖も、其實、一種の慰樂を得むと欲するの希望に過ぎず、斯の如く感化上の書籍は、却て慰樂的に誤用せらるゝは、蔽ふ可からざる事實なり、監獄、豈慰樂の地たらむや、此故に成るべく、制限を加ふるの必要ありとす、

二、書籍は監房若くは工場に置かしむるを以て、之が爲めに授受換讀の弊を生じ易し、この弊を防がむと欲せば、成るべく、之を制限するに若くはなし、

三、頗々書籍の下付及領置を爲すは、手續に於て煩擾たり、之を避くるには制限主義を妙とす、

以上の理論に於て當局者の多くは該主義を實行し來れるもの、如し、然りと雖も、予輩の眼を以て之を見れば、未だ速に同意し難きものあり、則ち書籍を以て慰樂に供せらるゝの事實を促へ來るが如きは、如何にも穿鑿に過ぎたるの説と謂はざる可からず、幸にして、當局者の眼光、囚人の心性に洞徹し之を慰樂と解するに誤なしとすれば可ならむも、若し其内、必要上より書籍看護を請願する者一二ありとすれば、漫然之を斥

くる能はざるべし、當局者の指して慰樂と謂ふも、實は心性の解釋に出づ、予輩の指して之を感化上と謂ふも、また、當局者之を非難するの反証を擧ぐる能はざるべし、好し一步を譲り慰樂と解するも、此種の如き慰樂は、四人に附與するも可ならずや、作業に服するも多少の快樂尙其内に籠罩す、況んや讀書に於てや、快樂其内になしとすれば、何人も之を讀むを肯んせざるべし、故に慰樂に供せらるゝを以て之を制限すべしとの説は、毫も探るに足らず、且書目を一定すべしとの説の如き、到底企及すべからざるとにして、或は爲し得とするも、看讀書籍の性質を誤解したる妄論に過ぎざるのみ、何となれば、四人各個に適應すべき書目を豫め一定することは、非常の難事たるのみならず、書目其物に就て法定以外に制限を加ふるの理由あらざればなり、

以上述べたる卑見の如く、両主義共に各々其當を得ずとすれば、當局者は、先づ如何なる標準に依て、看讀書籍を許可して可なるや、是れ予輩の聊か茲に講究を試みむと欲する所なり、

予は、看讀書籍其物に就ては、第一説の如く極めて廣汎に解釋するに至當と信す、苟も觀て以て法定に關する書籍は、如何なる書目なりと雖も、探て以て四人閱覽の用に供することを得べし、稗史小説の類と雖も、這種の著述家に在ては、茲に所謂營業書籍と見るを妨げず、故に如何なる書目と雖も、法律に於て禁制せざるものと並に、風俗を壊乱せざるものなる以上は、盡く看讀せしむべき書籍の中に屬すべきものと信す、予輩は茲に「看讀せしむべき書籍」と謂ふ、必ずしも看讀を許可すべしとは謂はず、讀者幸に誤るなかれ、

然りと雖も、四人に看讀せしむるの一点に至ては、能くその個人の性僻、教育の程度、志望等に依て、須らく取捨斟酌する所なかる可からず、是れ所謂法文「必要」の文字を明示したる所以ならずや、甲に可なるもの、必

ずしも乙に可なりとせず、丙に適するも、丁に應せず、個人的省察は、看讀書籍に於て最も其の必要を見る故に四人看讀書籍の請願を爲すに當ては、其書目の如何よりも、寧ろ個人的關係如何に省察する所あるを要す則ち書籍の性質に對しては之を廣く解釋し看讀其物に就ては狭く解釋するを可とす

之を略言すれば、第一説は重を書籍其物に置き、専ら書籍の性質よりも多少の制限を附せむとし、第二説は實情に照し其の制限を甚だしく狹隘ならしめむとするものにして、共に各々其一半を可なりとするも、何れもその立論の根據なきものと謂はざる可からず、卑見果して法理と實際とに照して支梧なきや否や、敢て當局者の明教を俟つ、

附言、看讀書籍の禁止を以て、殆ど懲罰の一種として科するものあり、是れ全く書籍を以て慰樂的と誤解したる結果に出づ、殊に之を懲罰と爲したるが如きは、不法の處置と謂はざる可からず、予輩の個人的省察とは、主として書籍に就ての關係を指稱したるものにして、彼の品行の良否作業の勉否如何等の如きは毫も關與する所に非るなり、

刑法のはなし

虚心亭主人

神奈川の書生は、昨日から續いて出席の、熱心家である上に、大体主人なる客の胸中も會得したものと見えて、諸君、談の途中で、議論を試みたり、質問を提出したりする事は止めにして、一通り終まで講義を聞く事に

去ようじやないか、そうまないと、餘り長くばかりなつて、却つて我々の希望する要領を得ない恐があるから、どりなす、昨日の敵は今日の身方、議論をまかけた人が、今は他の議論的質問を制して、主人に便宜を與へる、之を徳として、主人なる客は大に歩調を早める事になつた、

主 それでは直ちに、犯罪の一般要素の第四たる無権利と云ふ事に移ります

無権利と云ふ点が、犯罪の一般要素の一ツであるとは、大体何ういふ意味かと申すに、仮令へば、監獄の吏員に於て死刑を執行されたら假定致しませう、其死を與へやうといふ事は豫め謀つたものであるから、謀殺罪かと申すに、固より謀殺の罪たるべきものではありません、而らば謀殺罪とは何處が違ふかと申せば、一は権利なきに出で、一は官職の執行といふ権利あるに出づるの差であります、官兵が賊を殺し、戦闘に必要なれば家を焼く類が、殺人罪でない、放火罪でない、のも一に権利あるに出でるからであります、此例を總ての場合に廣めて考へて、凡そ権利あるに出でた所爲で罪となる事は斷じてなく、亦罪と成つたものに無権利ならざるものはありませんから、そこで一般要素の一ツに、無権利といふ点を擧げるわけがあります

一ツは第七十六條に規定してあります、本屬長官の命令に従ひ、其職務を以てなしたる者は、其罪を論せず、とあります、職務を執行するに出でた所爲は、假令へ本屬長官の命令を待たなかつた場合でも、特に其命令を必要としないものであれば、一般の原則に従つて無罪たるは論を待ちませぬ

他の一ツは第三百十四條に規定してあります、正當防衛の場合であります、正當防衛として無罪を宣言す

るには、三ツの條件が必要でありまして、第一には暴行人の暴行は身体生命に對するものでなければなりません、身体は肉體を謂ふは勿論、婦女の節操、身体の自由、等をも含んで居りまして、財産に暴行を加ふる者に對し正當防衛権ありや否は、議論が分れて居ります、第二に暴行人に對する反撃は、暴行を防ぐに必要なる程度を超へてはなりません、即ち縛つて事が濟む場合に、強いて殺すが如きは第三百十六條に因て、刑を減せらるゝ事あるども、正當防衛といふ、權利實行の所爲とは申されぬ、亦必要の程度を超さないに於ては縛るのも、打つのも、殺すのも、亦自分の爲にするのも、他人の爲にするのも、共に無罪であります、

第三には暴行人の暴行は被告者自身の不正の所爲の爲に招いたものであつてはならない、これらの條件を具へた正當防衛は、立派な一ツの權利であります

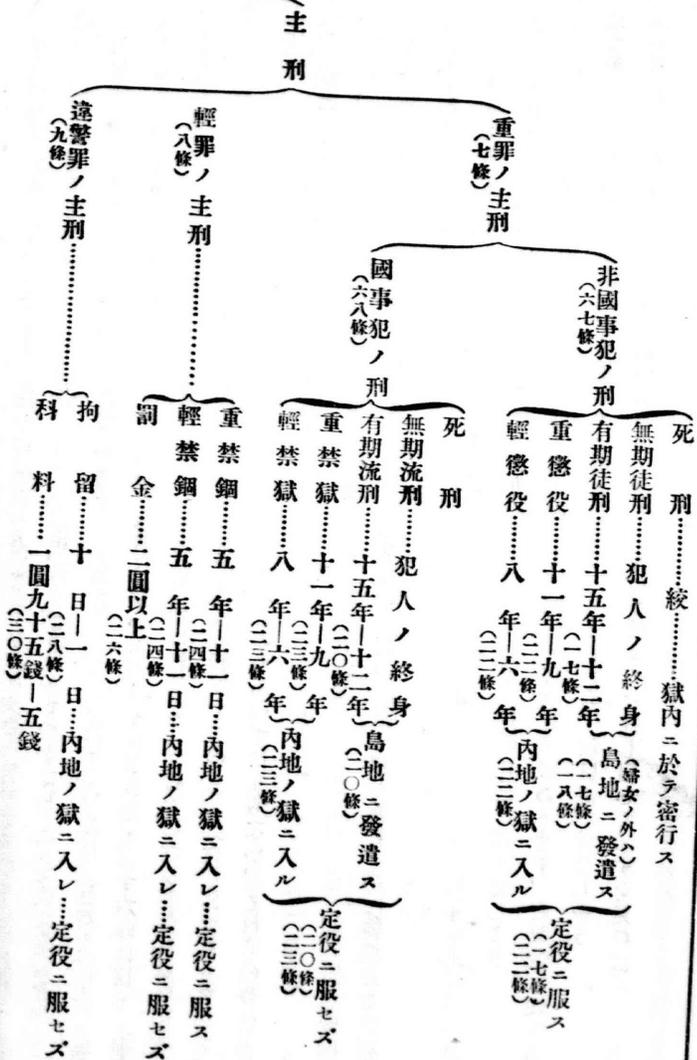
凡そ右の權利の關係から、人間一切の所爲を大別しますれば、職務行爲及び正當防衛の様な、權利實行の所爲と、幼者狂者瘡啞者の所爲の様に、權利でもない犯罪でもない中間の、無責任行爲と、終に純然たる犯罪との三通になるのであります

これで犯罪の一般要素の説明は、大畧終を告げた譯で、さて犯罪の要素の後では、其類別を申上げるべき順序ですが、純粹の講義と違ひまして一場の事でありませうから、畧して、刑の相談に移りませう

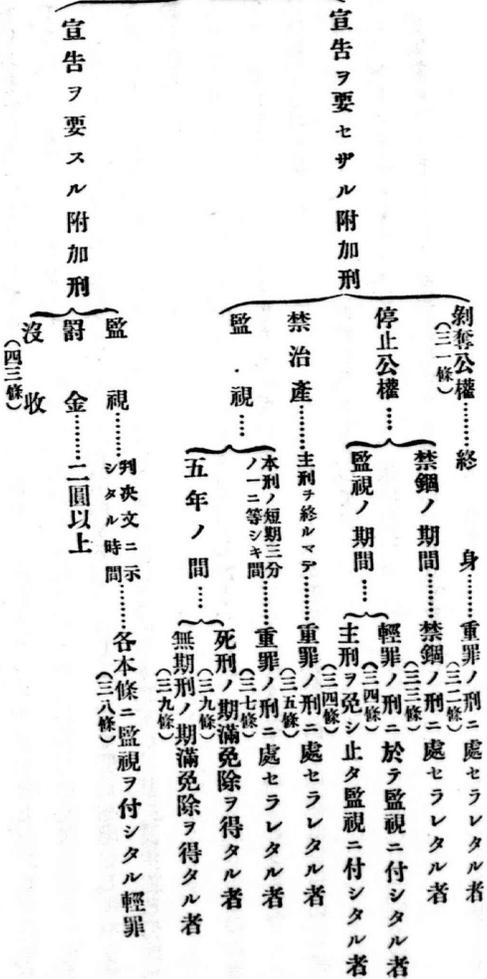
刑罰の名稱、種類、執行の方法の大意は、刑法第六條以下第四十四條に定めてあります、尙記憶に便なる爲め、豫て私のこしらへました表を、恰度こゝに持ち合せて居りますから、た目にかけてませう

と床の間の片隅に、口を開ひたまゝ押遣つてある革盤を、かきまはす様に探し出して示すを見れば

刑



附加刑 (一〇條)



客が表を一覺し終るを待つて、

主刑の名稱、種類、執行等に關する各種の問題は、煩はしう御座いますから、省きまして、適用の事を一言致しましやう、それも固より其一端を申し上げるのです

刑の適用と申しますのは、犯罪に相當すると思料した刑をあてはめるといふ事であり、そこで立法の局に當る者が、法令を編纂するに方つて、何々の罪は、何年以上何年以下の重禁錮に處すとか、何圓以上

何圖以下の罰金に處すとか、定めまするものも刑の適用であり、また、裁判官が法令を據處として、此被告人らんの罪を犯したから、何法令の第何條に照して、何々の刑に處すと宣告しまするも、刑の適用に外なからんのであります。

さて刑の適用に就きまして、古來行はれた所は、放任主義、法定主義、折衷主義に三分する事が出来まして、放任主義に在つては、刑の種類、加減等を一切裁判官に放任し、法定主義に於ては、一切を豫め法令に定め、少しも裁判官の取捨増減を許さないものであります。が、何れも弊害のある事を經驗しましたから、現今文で置くと同時に、其の定め方は裁判官に或る点まで、或る点までは豫め法令に、刑の種類及び期限金額を一定の仕組であります、日本も固より此仕組であつて、稍法定主義に傾いては居りますが、其折衷主義と云はざるを得ざるは論を俟たんのです。

個様に豫め刑を確定せずして、裁判官に幾分の取捨増減を許したり、また、法令自身も或る事情の加はると否とに因つて、時に刑を増減します所から、爰に刑の加重減輕といふ事を生ずるのであります、日本の現行刑法に採用されて居る加重減輕は、加重に再犯加重と特別加重、減輕 特別の減輕、従犯の減輕、未遂犯の減輕、宥恕減輕、自首減輕、酌量減輕の八つであつて、

再犯の事、従犯の事は刑の相談の終つた上で申上げます、未遂犯の事は既に先に申上げました所で、爰では、特別の加重減輕と宥恕の事、自首の事、酌量減輕の事を畧言いたさうとぞんじます、特別の加重減輕と申すは、各本條即ち刑法第二編以下に於て、各犯罪限り、法令が刑一等以上を加へ若しくは減するを云ふので、例令へば窃盜二人以上共に犯したるに一等を加へ、印影の盗用は偽造使用の刑に一等を減するの類であります、この特別の加重減輕といふ名稱は第九十九條より起りましたので、

宥恕減輕と申すは、十六才以上二十才未満の者に對する一等の減輕、十二才以上十六才未満にして辨別あつた者に對する二等の減輕、及び第三百十三條第三百十六條にある、殺傷に關する特別の宥恕減輕の事を云ふのであります、

自首とは、自分の犯した罪を、發覺する以前に、相當官署に告げて、己を逮捕し得る位置に置いた事を謂ふのであります、そこで發覺とは如何なる事を申すかとならぬ、犯罪の事實と、犯人の誰たるが、相當官署に知られたを謂ふのであります、若しも、何處其處で人が殺されて居たとか、物を盜られたとかいふ、犯罪の事實だけが相當官署に知れた、けでは、まだ發覺したとは申されません、またこの人間は何うも何か罪を犯した事がありそうだと申した所では發覺ではない、また被害者に犯罪事實と犯人の誰たるが知れても相當官署に知れなければ發覺ではない、此等の關係上、未だ發覺しない中に、一般の罪は相當官署、財産に對する罪は官署若くは被害者に首服しますれば、一般には第八十五條に因り一等を減じ、特別の場合には例令へば第二百二十六條如き、刑を全免ししまして、謀殺故殺に限り、自首するも、刑を減免しない定めであります。

酌量減輕は刑法第八十九條第九十條の二ヶ條に定めてありまして、事件の模様を見て、裁判官が刑一等又は二等を減し得る制度であります、法律に定められて居る減輕は、裁判官の考で、減じないで止むといふ事を許しませんが、酌量減輕に至りましては、與へると與へないとは、全く裁判官の自由であります、他より

物を容れる事は出来ませず、また、之を與へるも、與へるに至つた原因を示すに及びません、止だ判決文に狀情を酌量し第八十九條第九十條に據り一等又は減す、との意味を記入すればそれでよいのであります、刑の適用に就きましては、他の事を畧す事に致します、刑の執行に關する問題中、監獄の事は、それ／＼専門の著書又は雜誌がありますから、就て御覽になれば、其利益は尠くありません、また同じく執行に關する事で、かの假出獄の事は、御參考までに一言致しましょう、

假出獄は英吉利の條件附放免コンヂオナル、グランドといふ制度より起りまして、各國に傳播したもので、自由刑に處せられたるものに改心を促す政策の一ツであります、我刑法では第五十三條以下第五十七條に其規定がありまして、重罪輕罪の流刑以外の主たる自由刑に處せられた者で、獄則を謹守し悔改の狀ある時、無期刑は十五年有期刑は刑期四分の三を経過した後、就刑中更に重輕罪を犯さなかつた者であれば、司獄官より上申して出獄を許し得る仕組であります、而うして、出獄中更に重輕罪を犯さなければ、其日數を刑期に算入しますから、恰も出獄を許された日に放免されたもの、様な結果となりますが、もし之に反しまして、出獄中更に重輕罪を犯しますれば、直ちに出獄を停止して出獄中の日數を刑期に算入しないのであります、獄外の生活を熱望する人情を利用して、悔改復善を誘ふ便法で、其好成績は到る所の制度に採用するの勢を生んだので、右に申す假出獄即ち條件附の放免と、最近の制度たる條件附裁判とは、動もすれば混する人がありますから序に一言致します

條件附裁判は寧ろ刑の執行附猶豫と稱する方が相當でありまして、其大要を申しますれば、或る輕微な罪を犯して、それが初めて犯したものであれば、三年とか五年とか、或る期限間刑の執行を見合せて、其猶豫中に更に罪を犯せば、初犯再犯の刑を併せて執行し、犯さなければ、初の刑は全く執行せずして止むといふ仕組であります、此方法は種々の原因があつて、再犯三犯等、凡て累犯を減少し得る効能のある事を實驗しました所から、亞米利加より起つて、近來歐羅巴の各國に傳播しつゝあるものであります、日本の此度の改正刑法案にも載つて居るものであります、そこで條件附放免の方は、日本の假出獄に相當するのであります、既に刑の執行の途中にある者を、假に出獄を許すのであります、條件附裁判の方は、執行の猶豫と申すべく、有罪を認めただけで、少も其刑を執行する事なく、五年とか七年とか一定の時間内、更に罪を犯すや否を試験する方法でありますから、彼と此とは全く性質が異つて居りまして、混じてはならぬのであります

(未完)

雜 錄

● 在監人領置品出納報告の簡畧

(衣類雜品の區分は廢せらるべし)

在監人領置品の出納を、物品會計規則に依らしめたるが爲め、不便多くして實益なきことは、當局者も是認せられたる處なれば現今の取扱は、大に簡畧にし、出納報告の如きも物質品名を省き、形式的に、衣類雜品の二種目として、取扱ふことと爲れり、然るに其の衣

類物品の分界は、極めて困難にして、一に各府縣の見る處に任しあれば、甲縣の衣類とする物品も、尙乙縣には雜品とし、乙縣の雜品とする物品も、甲縣には衣類とし取扱ふが故に、保管轉換等の場合に當りては、品目の一致せざる爲め、再三の照會往復を爲す等、不便少なからず、元來物質品名を省畧する以上は、一步を進めて衣類雜品の區分をも廢止し、單に領置物の一種目とし報告せしむること、便なるべし、是等の事務は主として會計検査院の主管に屬することなれども、同院に於ても大なる不都合なしとの趣に聞きければ、

一種目とし取扱ふの便を得らるゝこと、近きにあるべしと云ふ、

●出獄保護及貧民救済は國家の義務なりと

(在野政事の放談)

救恤事務は、國家の單純なる慈善に非ずして、真正なる債務履行と云ふも不可なけむ、尤も余の云ふ救恤とは、當に貧民賑救のみにあらず、貧民若くは出獄者をして、善良なる職業に就かしめ、純正の生活をせしめんとするの意義なり、而して救恤事務は、何を以て債務履行なりと云ふか、若し國家の組織完備して、農工業其他百般の制度に間然する所なくんば、窮路、困乏艱苦等凡そ一切の罪惡を醸成するの道、自然に少かるべきこと明かなり、然るに國家は、其の組織不完全なるに拘らず、一方に於て此等より生ずる、社會の罪惡に對して懲罰權を行ふことを得、是れ寧ろ偏重の譏なきを得ず、故に國家は、一方に於ては、其の懲罰權に對する權衡として、不幸の窮民を救恤する義務なかるべからず、是を以て貧民救恤の事務は、言を俟たず、出獄人保護の事業と雖も、當然國家の負担に任ずるを以

て適當とす、現今の制、恤救規則の設けありと雖も、其の恤救する處の範圍狭少にして、貧民の救恤すら完全ならず、何を以て出獄人にまで及ばずを得んや、宜しく恤救規則の範圍を擴張し、地方的事務として、恤救費なり、慈善費なり、其の額を多からしめ、郡市に一ヶ所宛の保護院、若くは救済院を設け、社會の裡面に潜在する處の不幸人を救済し、國家の基礎を鞏固ならしめざるべからず、軍備擴張とか、對等條約とか曉々噴々するのみにて、犯罪人は日に月を増加し、常備兵の半にも達する模様にては、片躰の進歩國たる議は免かれず云々とは某在野政治家の快談なり、談中韻味せば往々予輩の意を得たるものなきに非ず、

●領置貨物表の分離に就て

(身分帳改正の際まで見合どか)

在監人貨物領置表を身分帳と分離することは、先般典獄諮詢會の議にも登り、又實務家の久しく希望する處なれば、是等の改正は、一日も早く實行せしめ、事務の簡便を計らざるべからず、然るに、今尙は其の實行に至らざる理由なりと云ふを聞くに、身分帳の改正は不日發布せらるべきよしにて身分帳改正の上は、領

●放免後の視察に就て

(特に警察官の注意を要す)

置表の分離のみならず、行狀表其の他改正すべきもの夥多あれば、夫迄は従前の通取扱しめらるべき筈なりと、果して然らば身分帳の改正は、最も急速ならざるべからず、不便あるを知らながら、改正に遅々として徒らに獄務の澁滞を醸すが如きは予輩の恨事とする處なり、

●看守以下の定員

(まだか)

看守、女監取締、押丁の定員改正も、昨年来今か今かと待ち疲れたるも、現今に至りても、發令の模様なし、予輩の反かに聞く處に依れば、看守定員改正案は既に確定せるよしなるも、勅令のことなれば開議を要するを以て、暑中休暇後にあらざれば發布せられず、又女監取締、押丁の定員は看守定員と同時に發令なるやの趣なれば、早くとも十日初旬なるべきか、待ち遠しきことになん、而して看守定員改正の要点と云ふは、定員は前三ヶ年間の平均數に依り、固定人員として一ヶ年据置にすること、及構造の如何に依り定員外五十人以下の範圍内に於て、内務大臣の認可を経て、増員することをを得ること等なりと云ふ、

特赦又は假出獄にて出監したる者、若しくは賞表を有したる者の出監したるときは、其の將來に於ける生活の模様、行狀、職業、交際者の如何等を調査し、間接に保護監督するは、最も必要なりとす、然れども、其の視察の方法に就ては、須らく慎重の注意を要せざるを得ず、夫の被監視者に對する視察の嚴なる爲め、却て再犯を爲すの意思を喚起すると同じく、是等の徒に對しては尙は一層其の感觸を害するものあり、抑是等の放免せらるゝや、在監中の恩典を受けたるが故、自からも幾分か名譽を恢復したるの意を以て、社會に處し、又親屬雇主、其の他隣佑等にありても、普通の出獄者に對するよりも心を安んじ、其の自信と、親屬、雇主、隣佑等の待遇は、從て職業を得、生計を濟すの途を容易ならしめ、孜々勉勵、終には彼我共に出獄者たるの感念を除却し、善良の國民たるを得べし、然るに出獄後の行狀等を視察する警察官の探偵、司獄官の訪問、嚴密に失するときは爲めに雇主、隣佑等の感觸若しくは信用を害し本人も亦恩典を蒙りたる名譽の

(本人の意にては)出獄者にして、何が故に、斯かる嚴密なる而かも陰密的の監督を受けるか、如此にありては、將來と雖も到度世人に出獄したることを忘却せしむる機なかるへしとの念を生し、再び悲遇に沈淪するに到るべし、此頃聞く處に依れば特赦放免となりたるもの出獄後、間もなく他家養子となりたるに、時々駐在巡查の其の養家に就き、行状等を偵察するより、養家に於て不審を起し、動もすれば離縁をも爲さんとするの舉動ある故、本人は大に驚き、曾在監し居たる監獄に戻り、入監中の行状及特赦の証明を請ひたりと云ふ、警察、監獄の職に在るものは、宜しく此一事に省み、視察訪問等の爲め、彼等の生營、就職の途を阻止するが如きことなからんことを期すべきなり、

●監獄則改正の條項と云ふは如何に

(此度は成効せんか)

雨夜に啼く杜鵑の如く、切々片々の叫聲は、常に予輩の情眼を覺すこと、幾度なるを知らざるも、いつも、聲のみにて、其の形を見ること能はざるは、監獄則の改正なり、今にも發令あらんが如くして、待ちに待ちたること、早や既に三年、三年の待ちこがれに、此頃に

到りては、又彼の聲かど聞流しにするか常となりぬ、然るに此頃の暑氣と共に、又々改正の熱度を増し來り新聞に報し、風説に傳へ、此度こそは成効に近き思ひあらしむ、抑予輩の監獄則改正に對する意見は、屢本誌に掲げたるが如く、根本的の改正を爲し、以て治獄の一革新を期せんことを望むものなり、然れども、現時の状況より監察するときは、遺憾ながら、予輩の希望を達せしむるの期は、前途茫茫、際涯なきの思ひあらしむ、斯かる前途際涯なきの望を達せんが爲め、拱手、時の到るを待つは、抑亦患の極と云ふべし、故に今日の況勢にありては、一部の改正と雖も、之が速成を望まざんばならず、而して、其の勅令を以て改正し得べき條項は、如何なるものか、密かに揣摩憶測するに、凡そ右の事項は、其の重なるものなるべし、一懲治の處分を受たる幼年者は、感化院若しくは不良少年を矯正する場所の設けあるときは、其場内に懲治場を設けしめ、管理を托するを得ること、二重輕罪に依り、給與工錢の割合を區分せず、凡て十分一乃至十分六の範圍内に於て、階級法に依り、等差を設け、給與の割合を定むること、

三給與すべき工錢は、典獄に於て利殖の方法を設け、積立置き、一出監其の他必要の際、給與すべき、額を精算して、之を下付し、利子は監獄共同の慈惠の用に充つること、

●全施行細則に就きて

(是亦一部の改正か)

監獄則改正の上は、全施行細則も、之に伴ひ、改正あるべき趣にて、細則に就ては、改正すべき点多ければ、是亦必要上止むを得ざるものに限り改正し、全都の改正には及ばれずと、其の條項と云ふは、左の如きものならんか、
一、監房揭示項目を削り、地方適宜に任せしむること
二、外役囚徒戒護員の割合を廢し、適宜に任せしむること、
三、刑期五分三を經過したる者の、作業撰擇のものを廢すること、
四、動作時限は、各地方に於て定め、内務大臣の認可を受くること、
五、食物購求の制を廢し、一ヶ月通して三等の料程を了りたるものは、一日一回同等の料程を了りたるものは、一ヶ月二回、同一等の料程を了りたるものは、一ヶ月三回、金貳錢以下の別菜を給すること、

四米麥の割合は、米十分二乃至五、麥十分五乃至八とし、階級法に依り厚薄あらしむること、
五警察署内の留置場に於て、給與する食糧は、米麥混炊せざるも妨なきこと、
六十六才以上の囚人と雖も、必要と認めたる者には、一日二時間以内、讀書、習字、算術を教授し得ること、
七信書の發送接受に度數の制限を設けざるまで、
八精神病に罹りたる囚人、懲治人にして治療の目的なきときは、一時病院に入れ、治療せしむるを得ること、
九科程は各地方適宜に設くること、
十科程外の工錢と雖も、割合は階級法に定めたるものと同様なること、
果して以上の如くなりとせば、現行の規定に比し大に進歩したるものにして、將來得る處の効果少なからざ

(階級法の別業以外に)

六、入浴度数は地方の適宜に任すること、
七、被告人に差入るべき臥具は毛布に限ること、
八、懲罰中、父母の喪に逢ひたるときは、三日間免役すること、

其の他獄務概則に規定しあるものは殆んど悉く細則中へ加へらるべし、而して其の眼目と云ふべきものは、階級法及賞與勸査規定を細則中へ章として加へらるべしと云ふ、又賞與勸査規定は諮問案と異なる處なきも、階級法は大に修正ありしと云ふ。

●監獄建築費の國庫補助法案

(第十議會に提出せらるる、か)

獄制の改善は、獄舎の構造に關すること、最も多きは昔人の知る處なり、而して、今日在來の獄舎にして、獄制の進歩に伴ひ、適應の刑罰を執行し得べき監獄と云ふは、殆んど皆無とも謂ふべき有様なれば、如何に全備なる監獄ありと雖も、之が實行を期すること能わざるや、明かなり、然りと雖も、地方經濟に對する建築事業なれば、之を強制することも難し、故に之が政策を爲さしむるには、國庫より補助を與へ、以て獄

制に供ふ處の分房監獄を建築せしめんことを獎勵促責するの優れるに如かずとの旨趣にて、監獄建築費國庫補助の法案を設け、都合に依れば第十議會に提出の筈なりしと聞く、而して其の補助の方法と云ふは、十五萬圓以上を要する監獄新築又は改築には、其の三分一を補助する見込にして、豫算は凡そ二十萬圓と見積り其の三分一凡七萬圓以内を以て、一監獄に補助するものなれば、年々三ヶ所の監獄を新築せしむることを得るの方針なりと、予輩は、實に此舉の實行の日を歓迎せずんばならず、

●宮城集治監出役所

(再設せらるる)

曩に海嘯の爲め、流失したる雄勝濱外役所は、千七百餘圓の金額を第二豫備金より支出されたるを以て、目下再設の設計中なりと、而して從來の位置は、海濱にして冬期激浪の時さへ、門前に浪沫の飛來する場所なれば、再び不慮の難を蒙るも計られずとて、少しく後方の高地に建築せらるべしと聞く、

●級外囚人の取扱

(階級の最下級)

敷を失ふものと云ふべし、要するに、工場の正坐は、宜しく寛嚴の度を考量し、極端に走りて理屈に適はざるの譏りを招かざらんことを期すべし、

●逃走者割合に多し

(警戒する所あるを要す)

昨今の監獄模様、戒護者の睡魔に味せられたる故か、將た、何となく氣懶く、不活潑なる故か、何れにもしろ、逃走者の割合に多きは、看守者の一層注意を要する所なり、而かも、夜間逃走せずして、晝間逃走するが如きは、少くとも、戒護者の不注意に依らずんばならず囚人は如何なる場合と雖も看守者の目より離れしむべからずとは、脊々服膺すべき金言ならずや、他の事務、如何に繁忙なりとて、此金言、ゆめ忘れ賜ふな、逃走の多くは、此金言を忽にするより起る、吳々もこの覺悟あれかし、

●板垣内相監獄幻燈を觀る

(本會佐野尙氏を招請す)

本月十二日板垣伯特に本會佐野尙氏を招請し監獄幻燈を觀る、伯は此監獄幻燈を以て、社會一般に監獄思想を普及せしめむことの計策に、痛く同意を表せられた

前項に記する如く、監獄則改正の上、施行さるべき階級法は、大体四級に分ち、別に級外を置き、級外者は最劣等の待遇を爲すべきものにて、其の取扱方の大要と云ふは、米飯の割合は米十分の二、麥十分の八、給與工錢は十分の一、食菜は普通囚より粗なるものを給す等、大に其の待遇を異にしありと、彼の累加犯者に對して、數十回の懲罰處分を受くるも、尙ほ改悛の狀なきもの、如き者には、極めて適當なる方法と云ふべし、

●工場の正座

(極端に走る勿れ)

監房及工場に於て、正坐せしむることに就きては、近來嚴寬二種の議論あるが如しと雖も、予輩は監房正座は階級法に依るの外は、全然之か勵行を望むものなり然れども工場の正座に至りては、其の構造及役種の如何に依り、自から之が適否を省察せずんばならず、假令ば正坐の爲め役業に不便なる場合の如き、若くは士間に正坐せしむる如き、又囚人の正坐せし間を看守は土まみれの靴にて、遠慮なく往復するが如き、又禮式の際に在ては、殊更に立禮せしむる如きは、事理の宜

りと謂ふ、全氏の苦辛、伯の觀覽に遭ふて、嘸かし一層の面目を添へたらむ、

●監獄課員の消息

曩に宮城集治監へ轉せられたる、田井氏の後任として本年大學を卒業されたる、法學士濱田恒之助氏、監獄課勤務となれり、予輩は監獄課に二名の法學士を得たるを慶ぶ、又元基督傳導師たりし池清輝氏、監獄課勤務の雇を命せられしと、尤も浦濱田二學士は、高等試験を受けらるゝ爲め當分引籠らるゝよし

●臺灣よりの飛信

(監獄の概況を知るに足る)

臺灣出張の某新聞社通信員より、本會佐野氏へ寄せたる通信中、往々監獄の概況を知るに足るものあり、尤も監獄思想に乏しき記者先生なれば、その要該を得ざる節あれども亦參考とすべきものあるを以て、茲に抄記して讀者の一察に供す、

(前畧) 近來は、監獄灯燈どか監獄總會どか、業務御盛のよし、結構至極に奉存候、貴兄への御土産として監獄の實況を詳細に御通信可仕と存候へども、監獄の方面は兎角蟲がすかず候故、いつも御無音のみ

は三尺格子の建物、隨意に罪人の出入することを得る有様、凡て支那人の手際はこんなものに有之申候ば、殊更云ふ迄も無之候へ共、監獄の臭氣は又格別有之申候、斯かる有様にては、何十年の後に至れば内地同様の監獄思想を扶殖し得るか、誠に痛嘆の次第に御座候、巡查、看守の務めは、随分困難に見受けられ候得共、民政局の御課員方は九時に出勤し三時に退廳すると云ふも十二時より官宅へ歸り、二時頃より一寸出勤する等、誠に氣樂なる様被見受候更に聞く處に依れば、事務も更に緒に就かず、看守の巡查の旅費、俸給の如きも、三ヶ月も経て、後にあらざれば支給されず、物價は高し、給料は薄し、其の薄き給料すら、期日には受くるを得ず、氣の毒なるものに御座候、元ど支那の土地故に、是等も支那風に習ひたるものか、併し總督交迭後は、非常に繁忙を極めし趣なれば、漸次整頓するならんと被存候、云々、

たし候、先づ小生の見たる監獄の大畧を強て申上れば、唯、陋穢慘忍と云ふより外無し、目下の處、多くは、警察署内に監獄を設け、六疊敷位の所一つか二つに過ぎず、一所に二十人以上三十人位の罪人を詰め込み置く故、坐することもならず、常に立語と云ふ有様、食糧は台灣米一日三合が一人分の定め有之候趣、又一監獄に、月に二十人や三十人の死亡は、必ず有之よしなれば、土匪征伐より罪人の征伐の方、遙かに上出来杯申す支那人も有之候、罪人の脱獄者も時々有之候得ども、いつも捕縛せらしこと無之よし、監獄官吏も官守長と官守とは、先般着台致したるも、警部やら、看守長やら、巡查やら、看守やら、其職務は毫も區別は付かざるやの感を生し候小生の見たる監獄中、新竹に在るものは、清曆、乾隆年間の建物のよしにて、今は唯一棟を残すのみ、構造の堅固なることは、近來の建築に優れり、新竹には土匪の嫌疑者四十八九名、押し込められて看守長一名看守四名、厳しく警戒しつゝあるを見たり、又苗栗監獄署は、之を外面より望むときは牆壁嚴然として甚堅牢なるが如しと雖ども、内部に入るとき

●風塵一束

●公判 開廷の案内狀を、新聞社に寄す、而も窃盜の被告事件とは、裁判傍聽を名譽とするか、嗚呼
●出役 所再置を開き、一村擧て生を得たりと悦ぶ、
●這般の外役、全國中果して幾千かある、
●四五の典獄、期せずして松江に集り、協議を爲す
●眞面目の協議有益なること幾層、
●大袈 袈に聯合會を開き、非を飾り辨を弄するものこそ實益なし、前者の如き、双手を擧て賛せずんばあらず、

●獄事 改良熱心と稱するもの、民間に續出するは、斯道の慶事、予輩は眞正の熱心家の出るを祈る、
●自稱 我は熱心の獄事改良者、私費を以て監獄を巡視すと、其の志や慶すべし、然れども、
●旅費 をねだり、製品を乞ひ、與へざれば惡口罵言、如此改良家は斯道の毒蟲也、
●洗季 の世、監獄改良を餌とし、名聲を售るものも出でん、行脚の資を得るものも出でん、當局者の注意肝要也、
●日英 佛對照監獄則の申込者は外國領事等に多く、

實務家に少しと、外國人の意を注くに比して、愧つる處なきか、
●經驗 家の典獄候補、既に品切れなりと、今の内に製造し置かすば、警部郡長の右手を以て充すに到らん、

海外通信

米國紐育州の監獄事情を覽るに、昨冬、監獄作業に關し、監獄協會は、大に氣焰を吐しもの、如し吾人は、立法部は、設協會の建議を納れ、監獄改良の先導者となるべきあるを信じて、疑はず、世は進むに從ひ、斯かる問題の生出するは、蓋、免る可からざる自然の數なりと雖も、監獄社會は、之が爲めに大に、開明の勢を探らざる可からず、讀者、若、左の報告を讀み、對岸の火災視するなくんば、幸甚し

編者識す

●監獄作業の改正 監獄協會の駁論

紐育州監獄協會の特別委員會に於ては、監獄作業の改正の議あるに際し、遂に左の如き決議を爲し、其の意見書を、本會佐野尙氏へ報せり

て、彼等四人は、道義上並に、體質上漸次に壞敗を來たし、終には、破獄暴動を以て、監獄を脅かすに至るが如く、甚しき執拗敵心を抱くに至りしなり、該法律の害ある適用は、次年の施行に依りて、尙、一層甚しく、立法院は、之が爲めに、一般の協賛を得て、監獄學に最適切ある法律として、「フワセット、ロー」を發布するの、止む可からざるに至る然るに、該法律は、今、尙、有効なるに、之を改正し、在監人をして、怠惰に導かしめんとする、乱暴なる舉あらむとするに於ては、予輩極めて、之に反抗せざるを得ず

決議 改正の條款に對して、監獄協會の反抗する要點は實に左の如し、
一工業製作は、囚人の感化上、欲く可からざる要具なり 若、これに頼るなくんば、被等をして、勞働と利益との好習慣を養成し、身体の保健を計ること能はざるべし、放免の後に至つては、正當なる生活を營むべきに、若、之なしとせば、罪惡の希望、若しくは、才能を以て、彼等の身を處するより、外なかるべし

二怠惰は、監獄道義の敗壞なり、囚人をして、怠惰ならしむるの結果は、體質上並に、道義上の敗壞を來たし、罪惡の志想、及企望は、彼等の胸裏を離れず、法律並に社會に對して、反抗を試むるの徒となり其の放免の時に迫んでや、彼等の入監したる際よりも

決議事項、州會の採用したる改正條例第三章第二十九條(條文見下)は、明かに囚人の製作に係る物品販賣輸送を禁じたるものにして、若、此の議を採用したるときは監獄に於ける生産物の發達を禁遏し、囚人をして、惰慢に導かしむるものなり、條款に曰はく、囚人は監獄若しくは、州の官公衙に於て、使用すべき物品の製作に、從事せしむべしと、是、所謂、謬説に過ぎず、唯僅かに、多くの官公衙に使用したる物品は、今、尙、監獄に於て、製作せられつゝあるの一点に於て、稍、信に庶幾し、而して、此條款の適用に於て、在監人の百分の五すらも、作業に従事せしむること能はざるなり

予輩の改正せむとする意見は、決して、一の想像臆説に非ず、既に實行經驗を積みたるものなり、千八百八十八年に於て、此の州の立法院の議決したる條例は、即、實質に於て予の今回改正を企てむとする條款と、同一意義ならずや、此の條例(千八百八十八年發布エー、ロー)も、亦、明かに、官公衙に於て、使用及、要請すべき物品の製作を除きては、すべて、監獄製作物の禁令を示したるものなり、而して、其の効果として如何に、不満足を來したるぞ、監獄囚人に於ける勞働を禁遏し、彼等は、終日一房に塾居するのみにして、監督者に向ひ、速に、作業に従事せしめむことを請ふの、憐むべき情苦を訴へたるに非ずや、惰慢の効果とし

一層鞏固なる犯人となりて、出獄するに過ぎず
三改正の條款は、本州人民に、重課税を附するものなり 而かも、其の重課税たるや、不理の甚しきものなり、何故に、在監人は、自己を保持せんが爲めに勞働を爲さざるも可なるか、州は未だ、此の怠惰者を支持するの義務ありや、殆、其の理由の在る所を、解するに苦しむ、彼等の勞働を、拒絶する所の理由は、自由人民との競争を、避くるとの趣旨ならむ然れども、統計家は、監獄の製作品は、合衆國全州勞働者の製作品、百分の一よりも、尙、少なき事を証明せり、故にこの怠惰者を拘禁する監獄の費用は、自由勞働者の負擔に歸せしむるより外に、途なきなり、斯の如き附加税は、所謂自由職工に、重き負担を爲さしむることを、証明するものとす

四改正の條款は、監獄法制の退歩を示すものなり、則、監獄改良の進歩したる法則に、違反したるものにして、近世監獄學の罪囚に及ぼす、驚くべき効果を、埋没せしむる所のものなり、現に、各囚人の百分の八十は、罪惡を杜絶し、良民に復歸し、生計を營むの事實あるに非ずや、是、全、其の基礎とする所、製作工業を授くるに在り、紐育州は、之が爲めに、米國に於て、最、監獄の發達進歩したる主魁者たりしなり、今、之を廢せんとするは、本州をして、最、野蠻なる中世の有様に復古せしむるものにして、米國最

下等の位地に、墮落せしむる所のものなり

議長 チャールトン、テール、レウィス
書記 ユーロエーン、スミツス

改正の條款 第三章

第二十九條 立法部は、法律を以て、各州獄、矯正所、監獄、感化院に於ける在監人の職業、及、使用法を規定すべし、而して、千八百九十七年一月以降より、各州獄、矯正所、監獄、感化院に於ける在監人は、其の宣告を受けたる期間、如何なる人民賃借人協會會社に賃貸し、契約し、贈與若しくは、賣買の爲に、其の工業、若しくは、物品を製作し、或は其の他工業に依りて、利益を得るが如きことを爲す能はず、立法部は、該條例に對しては、國立建造物各官衙政府の監督を受くる、公共の各會社の爲めに、勞働に服せしめ、或は其の使用物品製作に従事せしむることを得べき、解釋を採るものとす

同意決議

前上既に述べられたる如く、該條例の適用に對しては、議長の名を以て、反覆説明を加へられたり

此の改正條例を適用するの結果、監獄、及、矯正所の罪四五分の四は、疑もなく、怠惰放逸に導くものなり在監人に對して、此の公業に服せしむるの主義は、正

し、相應の得点数を得ざるべからず、吾人は、其の成效を得、之に依りて、幾多の災害を驅除せられんことを、望まざるを得ず

書記 タブリュー、エム、エフ、ラウンド

紐育州醫師協會の決議 千八百八十六年一月十五日

親愛なる醫師閣下、

紐育州監獄協會と共に、運動せられんが爲めに、任選せられたる、我罪科學委員は、最も驚くべき災害の來りて、本州人民の安全を妨ぐものあるを認め、閣下の注意を請ひ、其の驅除法を、講せざる可からず

一昨年(千八百九十四年)に於て、條例審査會は、本州監獄改良論の熱心なる反對あるに拘はらず、條例の改正を議決し、千八百九十七年一月よりして、在監人の五分の四を、怠惰に誘導せんことを企てたり、斯の如き政略の不良なる結果を、生じ出すや、最早、殆、論議するの價位なし、經驗實例は、國內、及、國外に於て、之を証して餘あり、既に千八百八十八年に於て、エ

ッ、ローの適用は、如何なる運命を來たせしむ、而かも、該改正條例は、エ、ロー、と、全く其の意義精神を同しするに非ずや、吾人之を願れば、豈、粟として、塞心せざるなきを得むや、在監人は、之が爲めに、體質上、並に道義上、漸次敗類に歸し、罪惡の精神、益々旺盛となり、入監の當時よりも、甚しき罪囚と化し去

良なる判断を以て、實行すべき方法とは、謂ふ能はず、州の財政上の負担は、之が爲めに、非常に増加し、立法院にして、斯の如き強壓教育を施すべき監獄の爲めに多額の負擔を爲さしむる企を採るは、甚、嘉すべきに非ず、該改正條例は、千八百九十七年一月迄は、適用せられざるなり、監獄協會は、此の適用に依りて、生ずべき災害を避けむが爲めに、昨年左の如き決議案を、兩院に紹介したるに、幸に反對なくして、議決せられたり

同意決議案

條例第三章第二十九條、監獄作業に關して、兩院の爲したる決議案

紐育州人民の代表者たる州會、及、委員會は、實に左の如く、決議を爲せり

州獄矯正所監獄、及、感化院に在る在監人は、千八百九十七年一月一日より以降は、勞働の爲めに、使用するおとを得ど雖も、決して、或人民賃借人協會に賃貸し、若しくは、契約したる所の、商賣、工業、若しくは職業に服せしむるおとを得ず、立法部は、斯の如き在監人の使用法に對しては、成るべく、公共事業に、従事せしめ、或は國立公共建造物若しくは、各官衙の使用する物品の製作に、努めんとすことを望む

此の決議は、本期間、立法部の二院の確定議を、通過

りて、社會に放免せらるゝ如きは、其の實例に徴して明かなり、尙、一步進んで、之を論ずれば、製作物の効とする所、著しく在監人の犯罪の傾向をして、減少せしむるに在るは、蓋、有司先輩と雖も、既に認識せられたる点ならむ、現に幼年囚の十分の八は、良制度の下に、該方法を採りたるに依りて、全、良民となりたるに非ずや

以上の事實より、改正條例に對して、觀察を下せば、該條例は、實に生活し得べき適當なる体力を有する人種をして、怠惰に誘導し、之が爲めに、州民の負擔を重からしむること一なり、また、毎年放縱懶惰の放逸囚を、社會に放つに至つてや、良民は其身体生命財產に對して、災害を被り、社會の安寧秩序は、弛緩を來たすこと一なり、吾人の任とすべき罪囚感化の方便を、失ふこと、其の一なり

斯の如き、馬鹿らしき失誤を踏せしむるに至りし所以のもの、全く監獄作業の、自由勞働と、競争するを避くるの点に在り、今先、千八百九十四年、紐育監獄會年報より、抜抄したる左表に就て觀よ、如何なる關係なるかは、一見して、明かなり、事實は、今、尙、適用せらるゝ所の、フツセット、ローにして、監獄作業の點に關して、如何に、公明なるかは、推して知るに足る

監獄作業に従事する人員、及、監獄外に於て、同一の作業に、従事する人員比較

| 業種 | シヤツ造 | | | 家具工 | | | 裁縫工 | | | 合計 | 監獄外作業各百分比例 |
|------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|----|------------|
| | シヤツ造 | 家具工 | 裁縫工 | シヤツ造 | 家具工 | 裁縫工 | シヤツ造 | 家具工 | 裁縫工 | | |
| 石切工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 靴馬具工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 刷毛工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 織工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 縫工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 家具工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 裁縫工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0% |

監獄協會は、此の改正條例の勅果を豫言して、千八百九十五年の立法部に、一決議案を建議せり、附して曰はく、若、之にして、他日法律となるの時あらば、實際フワセット、ローの復活を計らざるべからずと、此決議案は、幸に兩院共に、通過せりと雖も、尙、本期間固有の確定議を経ざるべからず

是、諸君に向ひて、一書を呈するの、止むべからざる所以なり、吾人は、此の議の議場に出でたるの日、幸に、適宜なる才識を有する學者の、之に向ひて、説明の勞を執られ、議員諸氏の普ねく採用せられんことを

●萬國監獄組織問答一班

福澤勇太郎問 佐野尙口譯

問 此度佛國巴黎府に開會せられたる、列國監獄議會より、有益なる書類を、本會に回送せられたるの事なるが、該書類につき、歐米諸國に於ける監獄事業の現状を、聞くを得べきや、

答 余は該書類に干しては、新業の熱心家、特に本會雜誌愛讀者に紹介せんと思惟せし所なれば、今貴問に應じ、傍ら斯界有志に報導するの便となすは、予の素より希望する所なり然れども該書類は極めて、廣汎精密に涉り、吾人が參考に資すべきもの多々あるも、一朝にして譯述すること、甚だ難きとなれば、只其換極を略述するに止むるとぞすべし、請ふ忌憚なく問ふ所あれ、

問 該報告書類は、何々邦國より出せしものなるや、

答 佛蘭西、英吉利、亞米利加合衆國、露西亞、白耳義、伊太利亞、諸國、丁抹、西班牙、和蘭、愛蘭士、蘇格蘭、匈牙利、瑞西、澳土利亞の十五ヶ國より出でしものにて、我大日本帝國に於ても又歐文に印刷の上提出せり、

問 獨逸は新業の最も發達進歩せる國にして、又知名の監獄家に乏ばしからざるは、吾人の疾に知る所なるを、彼の國にして何等の報告書類の出でざるは、抑も如何なる理由なるや、

答 顧ふに、該國監獄管轄は、司法内務の二途に出で、司法派に於ては、有名なるスタルケー氏、牛耳を握り、内務派に於ては、クロチー氏其本錚となりて、反目疾視、互に相譲らざる姿あるにより、兩派の

望むや切なり、故に、若、諸氏の選出したる代議士にして、知己あらば、請ふ赴きて、勸誘の勞を執れ、若、知己の代議士なしとせば、其の贊襄の助となるべき、代議士の知己を、有する醫師に向ひて、一書を贈れ、此の災害を避け、正良なる法律の維持を計らむが爲めに、熱心に希望する、此の一致の運動は、少くども、効を奏するに至るべきあると、信じて疑はず

罪科學委員
議長 醫學博士 オースチン、フリント
醫學博士 ジュー、ダブリュー、ダブリー
書記 全 ウイリヤム、エー、ホワイト

譯 飛

左の問答は、専ら昨年開會の萬國監獄會議の節、議長の徴したる書籍に基き、口譯したるものにして、其原書十餘部、十餘國の監獄事情を網羅して毫も遺憾なし、加ふるに其の記事の斬新なること、精確なること、は、以て會員諸士の精讀を煩はすべき價値ありと信じ、以下号を重ねるに従ひ、之を譯載することゝ爲せり、讀者之を諒せよ、

折合上、未だ何等の報告書で出でんと被せらる、

問 該書類につき、吾人の参照に資せんとするもの、司獄官戒護、衛生、教養、囚人の待遇、監獄の工業、出獄人保護事業の組織等一にして足らざるも、且下日本の状態によれば、司獄官の報酬、僅少な所を以、適當の人物に乏はしきは、蓋し朝野の共に認むる通弊にして、之れが救済こそ、新業改良に取り實に刻下の急務と信ずるが故、今回歐洲諸國が如何なるものを司獄官に採用し、又如何に待遇するかと聞き、後、其他諸般のものを聞かんを欲するなり

答 實に然り、予は、先般現内相を訪問せし際阪垣伯に於ても、司獄官の人物につきては、君と同一の思考を吐露せられたり、司獄官撰擇養成の事、一日も怠懈に附すべきにあらざれば、其順序こそ至當なる可し、

問 佛國に於ける司獄官の組織及俸給如何

答 予は是等報告書に於ては、貴問に答ふるには、主として中央監獄と地方獄との組織を取捨して口譯すべければ、其概りにて聽取せられたり、佛國に於ては、地方監獄は勿論、集治監とも稱すべき中央監獄も、皆地方政廳の管理に委し、若し非常の變時あるときは、兵力を以て之を防禦するともとなり居れり、一般司獄官に至ては試験法により之を採用し特に衛生掛宗教家の如きは、内務大臣の指令に従ひ之を任命するものとす、看守練習學校は、各地方監獄内に備へらるも、特にアーラン中央監獄に於ては、千八百九十三年八月十六日、内務省令により設置し、(先年東京東島監獄内に設けたる同一なり)一週六時間の割合にて、毎日一時間づゝの教授をなし、日曜日には、囚徒訓練法の練習、及軍事体操を施行せしむ、其俸給を述べれば、典獄は、一年

千五百七十五圓乃至千七百二十圓、監督七百圓乃至千四百圓、理事全上、會計書記六百三十圓乃至千二百二十五圓にして、共に官舎に住し薪炭及醫藥を官給せらる、書記生五百二十五圓乃至七百圓、持簿生五百二十五圓乃至八百四十圓、醫師五百二十五圓以上、藥劑官二百八十圓、教師五百二十五圓乃至八百四十圓以上は醫藥、薪炭を給せらる、教師には之れを官給す、僧侶は爲教添二百十圓薪給百五十圓但し薪給派の者には別に毎年七百圓の手當を支給す、看守長六百三十圓乃至八百四十圓、但し毎年三ヶ月間三十五圓の割合にて食料を給與す、一等看守五百六十圓乃至二百四十五圓、但し毎月三圓五十錢の食料、及毎日七百五十ケラムの「パン」を官より支給す、書記兼看守四百五十圓乃至五百二十五圓、通常看守四百五十圓乃至五百二十五圓、印刷授業師一ヶ月百五十圓、業師一ヶ月百廿二圓五十錢、機械掛一ヶ月六十一圓廿五錢、女監取締一ヶ月百廿二圓五十錢乃至百五十七圓五十錢、但女監取締には薪炭料一ヶ月三圓五十錢を給與、

英國司獄官の組織及待遇如何

英國の高等司獄官は、内務大臣により任命せられ、其過半は陸海軍の豫備士官中より採用す、僧侶もまた内務大臣より任命せらる、其他の戒護吏は民事委員と云ふ可き委員の面前に於て、試験の上採用し、其半ば又陸海軍の下士より採用し、其任命前三ヶ月間見習をなましむる、故に別に看守學校の設けなし、官吏の俸給は左の如し

典 獄 二百二十七圓五十錢乃至三百四十五圓
副典獄 百二十二圓五十錢乃至百四十圓
理事 九十一圓乃至百五圓
一等書記 五十四圓二十五錢乃至七十圓

副女監取締 十五圓七十五錢乃至十七圓五十錢
女監取締長以下は、右給料の外官舎、薪炭、制服、及洗濯料を官給せらる

善隣國魯西亞の司獄官に關する報告は如何

魯國に於ては、監獄長を以て行政官の一部となす、其職務は第一監内の規律を維持す、監獄建築を視察監督する、及看守の人物を選擇する、第二囚徒の工業及計算に干する事項を司る、第三監獄全部の經濟及監獄醫を監督し、第四監獄書記の事務を指揮するにありて其俸給は左の如し

監獄長 千七百五十二圓
一等監獄副長 千六百六十八圓
監獄副長 八百七十六圓
右三名共に薪炭料を給せらる、

衛生掛 六百十三圓五十錢
醫師 二千九百九十圓
外科醫 六百十二圓五十錢
教師 千六百六十八圓
讀經掛 五百九十二圓七十六錢
看守長 四百三十八圓乃至七百三十圓
但看守長は制服を官給せらる

看守 二百六十二圓八十錢乃至五百四十四圓五十八錢
但看守長三人及看守二十五人官舎に住す
女監取締長 四百三十八圓
女監取締 二百六十二圓八十錢

二等書記 二十四圓五十錢乃至五十二圓五十錢
授業師 七十八圓七十五錢乃至九十四圓二十五錢
機械掛 三十圓八十錢乃至三十七圓八十錢
内科醫師 百四十圓乃至百七十五圓
外科醫 八十七圓五十錢乃至百五圓

調藥師 三十六圓七十五錢乃至四十二圓七十五錢
病監看守 三十二圓五十五錢乃至三十八圓十五錢
看守長 二十二圓七十五錢乃至二十六圓九十五錢
一等教師 四十五圓五十錢乃至六十一圓二十五錢
二等教師 二十四圓五十錢乃至四十五圓五十錢
新教添教師 百二十二圓五十錢乃至百五十七圓五十錢
ローマンカトリック宗教師 七十圓乃至百五十圓

俗人にて教師師の補助をなす者 六十五圓五十錢乃至
看守長 五十七圓七十五錢乃至七十七圓二十五錢
看守副長 三十二圓七十五錢乃至三十六圓七十五錢
看守 二十九圓五十錢乃至三十一圓五十錢
副看守 二十四圓五十錢乃至二十八圓八十錢
外部巡視看守 二十一圓乃至二十三圓八十錢
一等軍曹 二十四圓五十錢乃至二十九圓五十錢
二等軍曹 二十二圓七十五錢乃至二十七圓三十錢
授業師 二十九圓五十錢乃至三十一圓五十錢
總べて官舎居住のものは薪炭料を官給せらる
女監取締長 二十四圓五十錢乃至二十八圓
女監取締 十九圓二十五錢乃至二十四圓五十錢

女監取締は五年勤續後、月給三分の一増加、十年勤續後には月給三分の二、十五年勤續後には其月給を二倍にせらる、

以上監獄醫、衛生掛、外科醫の給料は政府より支給せらるるものにあらずして、監獄保護教會より給與せらるるものなりと云ふ、

是れより白耳義の官制を聞かん

白耳義に於ける監獄は、國中五ヶの監獄を除くの外は、總て分房制度にして、司獄官の任命は、司法大臣之を掌り、典獄の候補者は、少くとも監獄に於て十年以上勤務せし行政官中より、按察期限を定めて之を採用す、教師師は僧侶の長と監獄長と協議の上適當の人物を用ひ、看守は監獄の事務に通ぜし者より採用せらる、大概舊陸軍下士中より、試験の上採用し、六ヶ月間の教習をなし、其間一ヶ月一圓五錢の俸給を與へ、成績の宜しきものは直ちに三級の看守に、假りの任命をなし六ヶ月後は本看守に任用す、白耳義中の「ルーパン、カン、サンシレー」の重なる監獄には、副典獄を置き、典獄の命令により、監督事務及工業事務等を司らしむ、副典獄の職下にある看守長は、看守を指揮監督し、看守は副典獄看守長の補佐により、其勤務をなす、一等看守は書記の勤務をなし、一般司獄官は就職三十年後、其年齢六十五才になれば、其俸給六十分の一の割合にて、退隱料を受くるの權を有し、「ルーパン」中央監獄に於て、五人の副看守長は特別なる學校を設け、その練習生は、平生全監獄の庶務に従事し、休暇若しくは病氣の名義にて其本務を休み一ヶ月一圓五錢の俸給を受く、其俸給を示せば

典獄 千七百五十圓乃至二千百圓
副典獄 七百七十圓乃至九百八十圓
會計 九百十圓乃至千二百二十圓

一等書記乃至三等書記 五百二十五圓乃至八百七十五圓
 但典獄若しくは副典獄の一人は官舎に住居し、官舎に住居せざるものは官宅料を支給せらる。凡て官舎は官費にて暖爐を具へられ、以上の官吏及其妻子は總べて醫藥診察料を官給せらる、
 補欠書記 四百二十圓乃至五百二十五圓
 倉番 五百六十圓乃至七百圓
 醫師 七百七十圓乃至六百十圓
 副醫師 五百六十圓乃至六百六十五圓
 獄狂醫 五百二十五圓乃至八百七十五圓
 但獄狂醫は總監獄に遷じて用ゐられ、ものにて、白耳義の監獄中僅かに三名あるもの
 教師 七百七十圓乃至九百十圓
 副教師 四百九十圓乃至五百九十五圓
 教諭師 七百七十圓乃至九百十圓
 但以上の官吏は總て醫藥を給與せられ、教諭師長は官舎に住居するものなり
 副教諭師 四百九十圓乃至六百三十圓
 新教諭師 アングリカン、イステライリスト、等は自家の宗旨を信仰するものを訪問するものにして、政府より一定の俸給を受けざるも、訪問教諭の數により手當金を給與せらる
 看守長 六百三十圓乃至七百七十圓
 一等看守 四百七十二圓乃至五百七圓五十錢
 二等看守 四百二十圓乃至四百五十五圓
 三等看守 三百八十五圓乃至四百二十圓

補助看守 一ヶ月十圓五十錢
 但看守長は官舎に住居し、獨身看守全斷官舎に住居せざる看守長は年百五十圓有妻看守無妻有子看守にして官舎に住居せざるものは地方の狀狀により、一年五十二圓五十錢の官舎料を給せらる、
 補助工業監督看守 七百七十圓乃至八百七十五圓
 酒呆監督看守 全上
 但以上の看守十年勤続後は相當の賞表を受二箇の賞表を得しものは二十四圓五十錢 四箇の賞表を得しものは 四十九圓の俸給を増加せらる、
 靴製造監督看守、及機械監督看守、四百九十圓乃至六百三十圓の俸給を受け、醫藥は官給のもの、但此種の看守は只其帽子に章標を要するのみなれば住所衣服又は賞表を受くることなし
 (未完)



質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、毎號通く、寄贈者の好意に、酬ゆる能はざるは、編者の甚た遺憾とする所なりと雖も、而かも亦、編者をして、此の遺憾わらしむる程、會員諸君の、精誠なるを思は、編者、豈多謝せずして可ならむや、今後寄贈者は左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、編者、敢て諸氏に對して紙面を吝むと謂はんや

要件

- 一、質疑と應答とは、必ず別紙に認むるを要す
 - 二、文体は、何れも簡明なるを貴ぶ
- 右の諸項に適合せざるものは玉稿の掲載自ら遅る、ことあるべし、寄贈者請ふ之を諒せられよ(編者識)

質疑

- 第八十一號 在岩國 山 道 生
- 第八十二號 愛 獄 生

罷役の際、衣休を点檢するに、最も簡便に、最も綿密なる良法ありや、如何、各縣施行の方法並に之を爲めに要する時間等詳細教示を仰ぎたいし。

● 第八十三號 研 究 生

直接刑罰執行の任に當らるる諸君が、遇四上最も奇異に感せらるゝ或らば(四人の骨相、心理的關係、嗜好、其他の偏餘等) 詳細説明せられむことを請ふ

應答

● 第四十五號 材木辻夫君に答ふ 在川越 雲 突 生

同人間ひらく運動は何れ迄の程度を以て可とするべき
 運動は肉體の循血を補ひ、併せて精神の伸暢を與ふるにあり、故に可成的自由を與ひ、輕懲罰又は輕罪の被告人にして、別に危險の虞なきものは拘束を施さず、只看守を嚴にし確談及び意志の通告を請くを以て足る然ども重罪にありては宛かも虎狼と全一なるを以て際しめ、之が暴威に怖ふるの拘束を施さる可からず、殷懲選からず、監獄の争動を以て知る可し

● 第四十六號 材木辻夫君に答ふ 在川越 雲 突 生

材木辻夫は減食處分者をして休役せしむるは如何なる理由なる乎
 押、獄則處分たるや閉室と云ひ、屏禁と云ひ、減食と云ひ、假若する處何れも犯人をして反省せしめ改過遷善せしむる一手段に不過、而して減食處分者をして就役せしめざるは食量を減し苦痛を與ふると共に、靜思

獸考既往の非を悔悟せしめんが爲めなり、然るを之に反し減食者をして就役せしむるものと仮定せよ犯人は作業に念を奪はれ、不知不識の間に一日を消過し獄門處分の主旨何れにあるやを分別する能はざる可し、豈如斯ものをして意識矯正の効力あらしむることを得るや、否や、果して其効力あらざる可し、故に就役せしめて些少の利益を見んよりは、靜思黙考既往の非を悔悟せしめるに不如所以なり

●第四十七號無法道人君に答ふ

猿突居士以爲く斯る問題たるや實に絶無と言ひ可なり、戒護看守の疎虞懈怠も亦甚し、夫れ看守たるや個人逸因より、細密に動止を射撃し、深く燭眼を囚人の眼光に射的して、以て、詳密周到に觀察戒護せば囚人にして如斯惡行は希毫も出来得べきものに非らずと、信じて敢て越ざるなり之れ等實題たるや、實、文壇上の空論なりと自認せり

●全 南洲生

囚人服役中戒護看守の間隙を窺ひ斯る問題の如き事状を現出せり、之れを考るには偶然路傍に遊戯し居る小兒を捉へて、汝の衣類を我れに與ふ若し逃走せば殺せんと脅迫しつゝ、衣類を強取したる行爲は、學生、淺學にして之れに満足を與る程の決断はなきも、聊か刑法を繕き見れば斯の如き處爲は、則ち、刑法第三百二十六條及び第一項同第三百七十八條同第百條を照し、刑法第三百七十八條を適用して可然と自認せり將亦囚人が遂に、衣類を強取歸監し、自から包匿し他日機を得ば逃走し此衣類を販賣して物の要に償はんと言ふ事あり、天知る地知る、人を以て覺らしむるの理言にして、遂に發願し之れを刑法に訴ふるに未遂犯なり、曾て囚人意思に存する而已にして之れに制裁を加ふる正條なし、故

に本條は論ずるの限りに非ずと断定す、乍去犯罪に依て得たる衣類は所有主へ還付せざるを得ずと自認せり、之れ等の行爲は宜敷獄門處分を屬さざるを得ずと見認むなり且亦戒護看守に對し刑法上の責任は如何と云にあり、之れ等の懈怠不注意は實に言語同斷不都合なる事なれども之れに當行する正條なし、宜敷其當路者たる上長官典獄の關係にて懲戒處分を施すより外に制裁なしと自認す

●全 在川越 雲 突 生

該問題は一見して二罪あるの感あるも、決して然らず、服役中戒護者の隙を伺ひ抜けてたるは小兒の衣服を奪取するが爲めなれば、之を以て囚徒逃走罪を以て問擬するを得ず然らば小兒の衣服を奪取したるは刑法第何條を以て罰するや、余は本法第三百七十八條に該當する犯罪なりと斷言するを憚らざるなり、全條に曰く、人を脅迫し又は暴行を加ひて財物を強取したるものは強盜の罪なき輕懲役に處すとあり、故に、最初小兒を無人の地に誘導し、其着用せる衣服を與よと云ひしは即ち脅迫なり、小兒が逃走せんとするを見て若し逃走せば殺せんと云ひしは脅迫したるものなり、而して他人の所有物を奪取したる以上の三要素あるを以て、余は冒頭に於て刑法第三百七十八條を以て問擬する犯罪なりと云ひし所以なり

●全 河 西 生

本問を按ずるに囚人が外役地を離れたるの所爲は刑法第四百二十二條第一項囚徒逃走罪に該り小兒が脅迫して着衣を奪取したるの所爲は同法第三百七十八條に觸る即ち二罪併發なるを以て一の重きに從ひ斷罪す

●第五十號道樂生君に答ふ

典獄は絕對的營業を許するの職權なきものとす、迂夫は切に密む其營業顯著及許可書の寫を見んと問者幸に其勞を取るに苦ならざらしめば迂夫亦再論する處あらんとす

●全 福 勇 生

典獄には人民に監獄外に於ける代書營業を許可するの職權なし、然るに質問者の云はるゝ如く其之れありしのみならず、刑さひ罰不等をなせしは何と仰せらるゝ典獄殿なるや、其高名を聞かまほし

●全 獄 若 生

本問の如きは未だ其例を開案したる事なし、實に怪訝の事と云はざる可らず、然れども典獄の發する罰示を熟讀せざれば遠断する能はずと雖も、道樂生君の言の如くんば決して適法の者にあらずして職權外の者も云はざる可らず、道樂生君若くは本誌編輯欄内の餘白を借りての罰示を悉皆御記載あらんとす、予訓示の如何に因りては后日大に論ぜん欲す君幸に掲載の勞を吝む勿れ

●第五十一號同君に答ふ

本問は業種に因りて區別する方極當ならん

●全 大宰府 筑州 散士

囚人給食は業種により區別する適當とす、如何とされば科程等級に依り區別せば靴工彫刻等の如き輕役者の一等と米麥搗大工や織打等の強役者の三等と批駁せば、何れに八合、何れに五合食を給するを可とするや、畢竟科程等級に因るとならば獄則二十八條を改正せざる可からず

●全 南 洲 生

べく看守前段の所爲を知覺せざりしは職務上怠慢あるものとす同法第百五十條に依て所断すべきものと判定す論者或は吾輩が囚人外役地離去の逃走罪に適用したるを疑するなるべしと雖も、元來逃走罪構成の要件は其離る可からざる處を離るゝにより成立するものなれば即ち該條を適用したるものなり

●全 傾 瓢 生

生は刑法の何たるを知らざるものなるも、本問の場合に於ける戒護者は職務上の責めは無論免れざるも雖も、刑法上の責めは断して無之と信じて疑はず

●第四十八號研法迂夫に答ふ

門衛看守は郵便物を受け、又は其他の受付事務をなすの職權なきものなれば、本問の場合に於ては一應通門せしめて、受付係若しくは當該宿直員の處置に委す可きものなり

●全 獄 若 生

本問の場合に於ては門衛看守は決して受取る可き者にあらざして尙ほ翌朝再配達せしむるを可まず

●第四十八號研法迂夫君に答ふ

研法迂夫問ひらく在監人に付する不足税罰税及脱税等の郵便物夜間配達ありたるまき門衛看守は如何の取扱をなし其當を得べきかと門衛看守は其關門を嚴守するの任にして、之等の配達物ありたりと之を受取るの責任なし、如斯場合にありては、當直看守が受取り置き翌日該在監人に示すを以て足れり

之れ等の疑問たるや實際上考究せざるを得ず、抑も囚人給與の食量區別如何を考れば凡そ作業の種目に從て食量を給與するものと、其の區別する科程等級に依て、區別せざる可からざる科程等級に順て食量の階級分別する作業には、搗米、木挽、木工、抄紙工、繕工、機工、斯の如き作業に至れば極めて程等級の階級ありて、最も勞、不勞は、最高級最下級を識別して以て知るに足る可し、夫れ最高の科程を了するものに至りて至極、勞動も廣大過ぎなり、故に勞烈甚なれば身体の疲勞は無論覺知するの利なり、之れを補に足るの食量を給與せざるを得ず、若し通常一般の飯量を與るれば欠食の爲め身体を倒し遂に行政上の精神を眞に輕少なるも、飯食の如何に大いに満腹を與ひ輕快なるものに拘らず、強食同様に給せらるる勇み意で居るもの、如し、乍然大いに糧衛を失し過因上不便を感ずるに至るや必せり、唯作業の種目に依て食量を給する作業は何ぞや、檜の碎工、開鑿、土方、運搬、炊火、掃除等の如きは最も勞働は至極煩瑣して、決して等級に涉る可きものに非らず、只副勞不勞は其の戒勵看守が敏捷注意し當日之用務は可成的整頓せしめざるを得ず、故に之れ等の作業は科程等級を付するを得ず、唯見込を以て科程を付しつゝあるもの、如し、乍去實際上に於ては決して然らず、故に作業に依て食量を給するものと科程等級に從て區別するものあり、宜敷當局者に於て至極之れ等の点に至ては注意せられんとを望む

●全 傾 瓢 生

業種に依るも將科程に依るも方法其宜しきを得る時は共に獄則の精神に冥るゝとなららん、然れども業種に依り食料を區別する時は獄則の精神に適合せざる場合多からん、故に科程は業種に依りて(米搗は同等役以上を終ふる)

●第五十四號同君に答ふ 大宰府 筑州 散士

該懲罰表執行欄に猶懲の趣旨を記す可し但書は疑問者見解の通り囚人をして單獨に行禮せしむるは不規律のみならず各囚人に於ては歡心を請はんが爲め將た又た假面的謹慎を裝ひ努めて行禮するの弊害あらん

●第六十二號尙正軒に答ふ 河西 生

典獄調治簿を撰するに要は一に監獄醫の病者に對する加療の動意を知るに在り其生理的手術の適否を撰するに非ず否撰するを得ざればなり故に調治簿提出の如き日々檢閲を経べきものとせば患者の夥多なるに際し終日之れが登記に忙しかりて反て水務の進捗を阻止するは知る可きのみ然るも病症輕重の分るあり從て療法及待遇に於ける深淺のありあり吾輩は認む深淺の偶々動意に關する大なるものあるを左に調治簿提出の時期を記して以て應答せしむ

- 1、疾患に罹りしとき
- 2、重症の輕症に及びたるとき
- 3、輕症の重症に及びたるとき
- 4、危篤及死亡のとき

●全 石川縣金澤 園 蝸 生

調治簿は患者を診察し其異常有無に係はらず即日典獄の閱覽に供すべき者なるべし、然るに其氏名病處方を調治簿に詳記し典獄の檢閲に供すべし、然

ものに何合を給し何々食料を區別する方獄則の精神に恰好するならんは何等以上何合の類へ食料を區別する方獄則の精神に恰好するならん

●全 在川越 雲 実 生

道業生間ひらく食量は業種に依りて區別するも其各科程等級に從て區別するも何れか治獄の精神に適するべき

科程等級に從て區別する方治獄の精神に適するものとす、若し業種に依りて區別するときは、其業にさへ就けば、科程の終否に係はらず、規定の食を與ひざる可からざるに至る、然るを科程に依りて區別するときは大に獎勵上の一端となるべし

●全 福 勇 生

給與食糧は業種によるを要す科程の多きも勞働必すしも多々ならず、只技能巧者なるに止まる大食を要せざる又知る可きのみ

●全 研 法 生

食事に役業の種類即ち強役、輕役に依て區別すべきものにして、科程等級に依て區別すべきものにあらざるべし、如何となれば科程の等級は同一作業中其手術の巧拙に依て附すべきものなるに、之れに依て食事を區別せんか到底其業に堪へざるに至るべし、茲に一例を擧ぐれば一等と二等の木挽工あり今二等の科程を三間と假定し、二等の科程を一問半と假定するに、二等は半問半を以て從て勞働少なきが如しと雖ども一歩退て之れを考ふるときは、其手術の拙なるが爲め勞働の点に至ては差異なるべし故に近失は前述の如く區別する謂所なり

●第五十三號同君に答ふ 福 勇 生

但書卓見の如くにて適當ならんと思考す

ども病の輕重を論せず福病中日々其調治簿を檢閲に供するは無用なるべし、故に調治簿を二種に區別し甲種及び乙種をなし甲乙二種更に現用と終結との二類に細別すべし、乙種は畢竟乙種のみし新患者ある毎に其病狀病名處方を詳記し檢閲に供すべし、敢て越患者に付て日々異常の有無に係はらず典獄の檢閲に供するの必要なるべし、之に反して甲種の者は重病者に關する者に之れ日々其病狀を詳記し異常なきときは尙ほ其異常なきを記入し、必ず典獄の檢閲に供するを至當と信ず、然り向て該患者甲乙二種調治簿にある者、或は全治し、或は死亡し、或は未治出監するときは、即ち轉歸を結ぶべきは之を現用の分より撤去し、終結調治簿として保存す並に終結の分も尙ほ一ヶ月を経過するときは(或は直ちに)身分帳に編綴するを宜しとす、其一ヶ月を経過するまで調治簿に編綴し置く者は之れ日々轉歸ある毎に身分帳に編綴するの煩を除き、一ヶ月を纏めて後に入せんとするにあり、然るときは患者月表を作るに於ても亦た至極便利なりとす、茲に附言す假令最初輕症の者なりと雖、後に重症に轉ずるも又は重症を併發するときは、直に重症調治簿即ち甲種現用の分に編綴し爾后甲乙典獄の檢閲に供すべく、重症の者も亦た漸次輕快々復期に至るべきに於ては、輕症と異なるを以て、乙種調治簿に編入するも差同なるべし、只調治簿の記入方は尤も綿密に、且つ素人の目に可及し易き様記載すべき者とす

●第六十四號全君に答ふ 人

患者の危篤報告は身分視觀察表に記載して差出すべき者なるか否か之れも亦た、已に分掌例第四十九條に於て患者瘵疾或は危篤に至れば診斷書に處方箋を添へ之を典獄に差出すべしとあるが故に、該手續を實行

するも差用なしと雖、敢て身分観察表に記載し典獄に差出すの要なし、第六十二號質疑に答へたるが如く、重病患者は其症狀に付て日々調治簿を以て典獄の檢閲に供へたるに至當と認むるを以て、典獄其症狀を檢閲せらるゝときは即ち危篤の報告に接せらるゝ者にして、別に第四十九條の手續を踏むの必要なのみならず、又、身分観察表に記載するの必要な者なり、然るも只便宜上他課をして知らしめんが爲に別に危篤患者通知簿なる者を醫務所に備へ置き各課にして承認せしむるは、注意上必要欠くべからざるやも知る可らざる也

●第六十四號全君に答ふ

全 人

處罰執行前、獄醫診察の結果云々、右は分掌例第四十四條に明文あるが如く証明書を典獄に差出すべき者なるを以て、執行欄内に其事由を記入して檢閲すべき者に非ざるが如し、別に観察表に於て其身体異常の事由を詳記し典獄の檢閲に供するときは、典獄は其判定欄に於て相當の判定あるべき者なるべし、然るも獄醫に於て或る種類の懲罰は、其健康上に不適當なるを認るべきは、如何なる事情あるにも拘はらず、典獄は之を處罰すると克はざる者にして、獄醫証明の價值ある知るべし、尙ほ處罰中は日々之を觀察し身体に疾病を發し處罰執行を經過し得ざる者と認むるときは之を中止するとを得るは、監獄則第四十四條第四十六條にあるが如し、故に第四十四條の証明書は即ち觀察表を以て判定を受け、尙ほ執行欄に於ては看守長其觀察の結果を記入すれば、双方相俟つて完全なるべし

●全 局 外 生

本問は調治簿は患者を診察する毎に典獄の閱覽に供すべきものなるべし

び現在を公認するの標準なるは疑なきも其在とせば一期の得表を二期に在て同視するの謂に非ずして前期後期と階級的の觀察を下さる可からず今監獄則第四十七條を見るに「賞表を有する者處罰を受けたるときは其情狀に依り賞表一個又は數個を褫奪するべし」と解釋するものあり曰く本條中情狀とあるは其犯情の輕重を審按し一個或は數個を褫奪するの意にして如何に宥恕すべき情狀あるも苟くも處罰を必要とするが如き犯行あれば少くも一個以上の賞表は必ず之を奪せざる可からざるの義なり云ふものあるも是れ吾輩の大に反する所にして所謂情狀とは犯情果して付與したる賞表も尙ほ褫奪せざる可からざるを審按するの義に外ならず故に例令有賞表者科罰せらるゝも其褫奪を停止し該期間に付與すべき賞表は犯情の輕重を論ぜず當然授與せらるに非ずや然るに犯情憫諒すべきものあるも苟くも科罰せらるれば必ず奪せざる可からずと云ふが如きは實に思はざるも甚し信賞必罰は治獄の要訣なりと云ふも僅少なる科罰の爲め數旬目の辛勤精勵に依て既得せる賞表を奪するが如きは反て受罰者をして自棄の念を起さしめ永遠の改心を障害し爲めに感化の秘訣を誤るを保せず賞罰の奏効は一に治獄者の運用に存するものなれば吾輩は其犯情重きに非ざるよりは褫奪すべきものに非ずと應答したるものなり

●第七十五號瓢醉生君に答ふ

福岡在久留米 箱崎 導 人

本問に對し余が推究する處に據れば、假出獄中重罪を犯したりと認定せられ重懲役十年に處せられたるに據り、直ちに假出獄停止の言渡を爲したり、然るに其後上告裁判所の撤事非常上告を爲したる結果、即ち重懲役十年は全く無罪となりたる場合に於て、眞に爲したる假出獄停止の言

と云ふにあり、御調治簿なるものは患者の現状及經過を知るに於て缺く可らざるものなれば、獄醫は患者を診察の都度異狀の有無に拘はらず、即日典獄の閱覽に供して檢印を受くべきものならんと思考せり、何となれば典獄平常病囚の容体を知悉するに尤も必要ならん

●第六十三號第六十四號全君に答ふ

局 外 生

本問は患者の危篤報告は身分観察表に記載して差出すべきものなるべし、又處罰執行前に當り獄醫診察の結果身体精神等に異常あるを以て執行する能はざるときは観察表に其事由を記載して、典獄の判決を請ふべきもの、否やと云ふにあり、患者の危篤報告は必ず獄醫より危篤報告書を典獄に差出すの監獄多からんと思考するも、生は特に報告書なるものを差出すの煩をなすに及ばざるべしと思惟せり、身分観察表に記載して典獄に差出せばそれに足りるべし、觀察表の處置またこゝに在りて存す、故に獄則違犯者の懲罰執行前に當り獄醫は本因を診察して若し身体精神上に異常ありて執行に障害ありと認むるときは、其事由を觀察表に記載して典獄に差出すと危篤報告と異なる所なし、而して典獄はこれを觀察表の呈出ありたるときは即時判決を與ふべきものならんと思考す

●第六十七號に答ふ

河 西 生

本問は其犯情に依り重犯ならざる限りは褫奪すべきものに非ずと思考す理由、聊も賞表は勸戒内規の定むる處に従ひ局者該事項に付精細なる觀察を遂げ以て付與するものにして内規中能く其規則を示せり依て按ずるに前期間に在て謹慎勉勵一點の犯則なく賞表を得たるを以て後期も亦前期に反するなく全然なりとト信するを得ざるべし賞表は概往及

波は取消の言渡を爲す可き者なるべし、若し取消すべき者とすれば此波獄日數は假出獄に對する刑期に算入する可きもの点にあり、余は假出獄停止の言渡は取消波獄日數は無論假出獄日數に算入すべき者とす、如何となれば誠に認定せられ終に裁判確定するも刑事訴訟法第二百九十二條に據り撤事は司法大臣の命に固り、亦は職權を以て非常上告を爲したる結果より全く、無罪の宣告を受たるは是迄不幸を來せしは終に壓搾せられ事實全く無根にあらずや、故に余は経済的之を假出獄に算入し、停止の言渡は無論取消す者とす

●第七十六號北冥生君に答ふ

在下野 世界 愛 民

有期徒刑執行中賞表五個を授與せられ期満るに及ばんとて、懲役終身の刑を逃走し居りたるを自首したる時は己に與へたる賞表は奪取するや、否と質疑す、余は答へて曰く、即ち無期徒刑囚の如く十五年を賞表期限とし一個三年間の割にして與へ置き、期限に至らざる分だけ減じ又期限至り賞表を與ふる事を得ると認定せば又與ふ可し

寄 書

寄稿者、注意、要件

- 一、玉稿は、浮誇に趨かず、着實ならんことを要す
- 二、玉稿は、簡明にして、理義自ら通ずるを要す

右の諸項に適合せざるものは、自ら掲載方運るゝことあるべし、寄稿者諸士、此旨を諒し、多々益々、玉稿を寄せられんことを請ふ(編者識)

●重罪囚の財産管理に關する現行法

福原生

禁治産てう三文字の眞意義を云はば、直接間接を問はず、自家の財産を處理する一切の權利を停止し、之が法律行為をして、無効若しくは取消し得可きものならしむるにあり、犯人は刑罰として治産禁の苦痛を感ずるも、夫れ或は此点に存せん、然れども我刑法の如く此般の附加刑を受けたるものは、唯だ自家直接に其財産を管理するを得ざるに止まるものとせば、重罪囚は刑罰として治産禁の苦痛を感ぜざるのみ、事實他法に於て己れの命令により其財産を處理せしむるを得ければ、我刑法の所謂、禁治産なる附加刑に實に刑法の畸形物なりと云はざるを得ざるなり、已成新刑法草案に於ては如此無實の附加刑を排除せば誠に法に適合するものなりと云はざるを得ず、夫れ如斯、我刑法は重罪囚の刑に處せられたる囚人に對し、全然治産を禁するにあらずして只囚人自ら治むるを得ずとなしたるに止まるものなれば、重罪囚が治産上の能力に於ては素より瑕疵の存するなく自家の命令により他人をして有効な法律上の取引をなさしむるを得るは法律の認むる所なれば、是れが代理權限を附托する委任状を發するとを得るは當該囚人の權能なりと云はんより、寧ろ法律の結果なりと云はざるを得ず、然るに現時行刑官等の是れに關する處置を見るに重罪囚は法律の許認せる財産權の行使、若しくは其他身上權等を行ふの權利を他人に委任せんとするに當り、實に

狹隘なる制限を附するもの多き姿あるは、吾人の尤も理解するに若しむ所なりとす、今行刑官の口調とする所を聞くに若し夫れ囚人をして財産權若しくは私權の行用につき自由な委任状を發して處理するを得せしめば、治産禁の趣旨を沒したるに、大に刑の苦痛を減するを如何と、其言や又一理あるに似たりと雖、自家の附托により他人をして其私權利を行使せしむるは取て法律の禁止する處にあざれば、精神論は此解釋論には幾んど數歩を譲らざるを得ざるなり、況んや刑罰を蒙り設令囚人となれば、素より天然的無能力者となるにあらずや又設令其財産を禁せざれば、故に彼に弊害の存するなく、一旦囚人となり、故を以て其財産を經濟上利用して損害の起るとなきを保護せざるに於ては、之れを囚人保護の点より觀察するも、其財産を保管するが爲め他日囚人に損失を蒙らしむる恐れある場合若しくは囚人が已得の私權擴張の爲め他人に代理權を附與して其財産を所置せしむるを、免因保護の理旨に適ふ所にして敢て法理に戻らざるに於ては、若し夫れ今の行刑官の如く禁治産の意を狹隘に解するに至らんや、監獄則に於て認めたる正當の費用として領置貨物を處置する若しくは食物購求を許すが如きは是れ禁治産の趣旨を理沒するものなりと結論せざるを得ざるに至らん、要するに囚人は治産禁の附加刑の爲め治産の天然的能力を剝奪せられたるものにあらずして、只事實上他人に委託して處理せざる可からざるを刑法が認めたるに止まるものなれば、禁治産者はその代理權限を附托する委任状を發するの權あるや、又論を要せざる所なりとす、然るに現時の多數司獄官は一齊に重罪囚には委任状を發するの權なきものとし、其甚しきは曾て刑法に於て何等の制裁を蒙らざる吾人の身上權の行使者囚人に其禁

の離縁に諾否をなし若しくは子女の婚嫁等に干する承諾状にすら諾否の調印をなす能はざるものとする謬見を抱くに至りしは蓋し其所因なきにあらざるなり、顧ふに此誤解や彼の十七年六月廿五日宮城監監伺一、監獄規則第十四條二項に若し其領置貨物を以て親族を扶助し其他正當の費用に充てんと請ふときは之を許すとあり

重罪の刑に處せられ刑法の明文にて治産を禁せられたるものと雖、前項監獄規則の明文により、領置の貨物は自由にすると許されたるものなり、然れば入監者他人に預けたる貨物又は貸與したる貨物あるものにして、親族故舊其他管財すべきものなきときは、之を取戻し官に領置又は正當の費用に充てんと請ふものは、之を許して差支なきや、

一、重罪の刑に處せられ治産を禁せられたるもの處刑後財産管理人を定むる爲め、他人に對し委任状を差出すべき差支なきや

對し十八年六月十八日司法卿の連署せる内務省の指令即ち

第一項、雜聞局
但管理すべきものなきときは其戸長に管理せしめ他日賣買貸借等のとあるときは都て管轄地方裁判所の處分を仰がしむ可し

第二項、委任状を出さしむるものにあらず
但管理人を定むるは其受刑者をして家族又は親戚の内に就て擯定せしめ其氏名を管轄裁判所に届出置き他日賣買貸借等のとあるときは都て管轄裁判所の處分を仰がしむ可し

都て管轄裁判所の處分を仰がしむ可し
云へるに基因せるが如しと雖、此指令や、囚人被拘禁中は當然自ら其財産を管理するを得ざるものなるも囚人處刑後、己れ自ら財産管理人を擯よとなさずして、他人に管理人擯定のを附托する委任状を發せ

しむるを得ずとの意に止まる、蓋し是れ囚人は天然的無能力者たるにあらず處刑後と雖猶ほ其財産權を行使するに堪ゆることを認め、管理人を他人に擯ばしむるの弊害を防禦せんとして規定ならん、今其指令の意義を簡言せば、囚人其財産權を行使するには囚人自ら管理人を擯びて之れに管理せしむ可く、若し適當のものなき時は其戸長に管理せしむ可し、其財産に干する賣買貸借は、所轄裁判所の處分を仰がしむ可しと云ふにありて、囚人が財産權行使には何等の制限を附したるものにあらずや囚人が諸般の委任状を發するの權を制止したるものにあざれば論を俟たざる所に於て、其趣旨は實に

明治二十八年十月十九日長崎縣知事伺
同年十一月五日司治省指令

同
非戸主にして重懲役の刑に處せられたるもの財産を所有するときは本人の承諾を要せず親族協議の上財産管理人を擯定し該財産を管理せしめ可然哉又親族協議の上該財産を賣買讓與せんとする場合に於ては本人の同意を得可き儀に候哉

指令
本年十月十九日甲三第一一六號同禁治産者財産管理に干するときは明治十五年當省丁第四十四號達達に依り受刑者をして家族又は親戚申より財産管理人を擯定せしめ其氏名を管轄裁判所に届出置き其財産の賣買讓與等をなさんとする場合には管轄裁判所の認可を乞はしむる儀と心得可し

とあるに徴して明々白々たり、然れども該指令中管轄裁判所の儀につきては大に疑点の存する所にして新潟地審裁判所の如き、特に二十二年十

二月二十五日何指令を仰ぎしとありしも、現行民事訴訟法第一條乃至第三十一條により以て氷解されたるも、其戸長とは原籍の戸長を云ふ、寄留地の戸長を稱する、若しくは財産所在地、果た義務履行地、實に漠然たるを免れざるなり、之を要するに因人は其財産権を行使せんとするに當りては、自ら管理人を選定して之に委任すべきと定められたるものなれば、管理権限を委任する委任状を發するも、又因人のなし得る所なりと云はざるを得ず、單に今、所謂管理人とは如何なる性質のものなるかを研究して本論を結ばん

財産管理人とは、彼の家資分放の際に於て裁判所が任命する管理人若しくは商事上の破産裁判所が選定する管理人と異なり、因人自ら選定する純然たる一代理人たるものなれば、因人と管理人との間には茲に本人代たる因人に於て第三者に對し其責任を負担せざる可からず、既成民法は明治六年六月第二十五號布告代理人規則八條の存するのみに於て該規則は其第四條に於て代理人には總理代人及部理代人の二種あるものとせり、因人は財産管理事項を委任するに當りては、總理代人に附するも、果た部理代人に附するも、其委任事項の性質により撰擇するの權あるも、吾人が所謂管理人なるものは總理代人なるか、部理代人なるかは更に讀者と共に研究する所あらん、

●道樂生が給與工錢に對する強制執行の所説を讀で 在前橋 理外 居士

道樂生とは、毎に本紙面上に於て、明論卓説を拜見し、孰れ斯道の熱心家、吾が治獄社會の指南車として、敬服するの他なし、本誌前號、第九合より、自由に使用するの權を與へざるも、所有權は、完全四人に存じて、決して未確定たるものに非ず、未確定とは、如何なる場合に付すべき定義なるや、彼我何れの有に歸するや、判明せざるものに付すべきものにして、給與工錢の如き判然たるものに、付すべきものにあらず、何が故に然るか、監獄則施行細則第五十三條を以て規定せる如く、其與ふべき工錢は、毎月の首に於て、前月の總計金額を、本人に示すにあらずや、此時を以て、既得權を有し、最早動す可らざるものなり、斯く論じ來らば、其所有權の四人にあるや明かなれば、之が執行を爲し能はざるものたるは、決して道樂生が唱道する如き、理由にあらずして必ず、理由の他に存するの可らざるなり

吾輩の論者は、動もすれば、勞役者か、其勞力の爲めに、受くる報酬なるを以て、民事訴訟法第六百八條第六に依り、執行すべからざるものなりとする、是亦服する能はざるなり、夫れ、刑罰を受け、懲戒を爲すものは、其定役が、即ち、懲戒の度に適する處分にして、是に工錢を附與するが如きは、決して正面にあらず、故に、其役務に對する、報酬と云ふべからず、因人に工錢を給與するは、刑罰權の目的を達せしめんが爲めに出たる、恩惠的方法に外ならず、之を以て、余輩は全條第二により、強制執行を免かるゝものと信じて疑はず、而して本項には須く左の四條件を具備せざる可らず、(1)第三者の慈悲より出づること、(2)財産を出納せしめて受くること、(3)受くる収入の繼續すること、(4)其取入の生計上必要なること最なり、依之觀是、因人に給與すべしと云へる特定工錢には、以上要素の缺欠を見ず、然るに迷信的空論者ば、因人一概に貧困者にあらず、往々中等以上に位するものなきにあらずれば、出獄後果して生計上必要のものたるを、推斷する能はずんば、尙、之に對し強制執

十五號、寄書欄内にも、全君が、給與工錢に對する強制執行に付て、論議に就き、絶体的強制執行を爲すこと能はざるものと、斷案を下し、明晰一番、論盡して余蘊なし、生や固と頑愚、法理の解するもなく、遺義の存する所を知らずして、明りに、容喙を試むるは、徒らに識者の笑を招くに過ぎざるも、天然固執、苟も意に解する能はざることを、默止せざるに忍びざるの性、敢て、愚見を開陳して、道樂生の再考を仰ぎ、尙ほ大方諸士の高示を乞はんとす

放士も亦、給與工錢に對し、強制執行を爲すこと能はざるものと、斷案を下すに躊躇せざるものにして、則ち、道樂生の説く所に、左顧するものなるも、其、何が故に、執行し能はざるものなるもの、點に至ては、聊か、自説を試むるの已むを得ざるものあり

道樂生が、本問に付強制執行を、爲し能はざる理由とする所は、強制執行とは、人の所有權内に属する、物品に對抗するの處分なれば、未だ、其所有權の確定せざる、給與工錢に對し、執行を爲し得べからざる性質のものなりと、何が故に其所有權の、因人に版せざるものと云ふの點に至ては、頗る怪訝に堪へざるもあり、曰く、給與工錢は、典獄の許可を受けたる後にあらざれば、一毫も雖も、之を自由に使用すること能はざらざり、夫れ、或は然らん、然れども、單に、之を自由に使用すること能はず、所有權ありて、而して、使用するの權は、相伴隨するものなるも、時に或は使用權なきも、所有權の存するものありて、元來に之を使用せしめざるの理由は、今爰に、喋々を要せずして明かなりと雖も、蓋し、公益を保持するに外ならざる可し、故に、或る必要の爲

行を、爲すに至る可しと、是れ皮相的見解の、不可思議論なりと云はざる可らず、斯の如く、中等以上の財産を有する、其財産を措て、或はたる給與工錢に對し、強制處分を求むる、愚を學ぶの可憐なる債權者あらんや、若し試みにありとすも、他に差押をなすべき、物件あるべきにも拘はず、公益を没して給與工錢を、差押ふるが如きことを許さんや、茲に債權を帯ぶる四人保護、及び公益の侵害すべからざるものなるを以て、民事訴訟法第六百八條第二により、因人に給與する、特定工錢は、他の債權の、犧牲物たるものにあらざるを説くこと然り

●監獄の前途を思ふ 異 山 生

當今監獄改良の呼聲最も高し然れども余輩は實際未だ其呼聲の高きが如く改良の實蹟を見ず深く其内情を探索すれば却て意外なる驚習の其間に隨風するを見るのみ是に於て、余輩は今日の監獄改良なるものは虚勢にして今日の監獄官は眞實に監獄を重せずを冷視するものなり何れの時代に於て改良の實効を奏し得べきか杞憂に堪へざるなり見よ今日の監獄官は國家的高尚なる觀念を有するもの少く多くは自營の事に汲々として曾て其職務を重せず只た徒に精神なきの動作を以て水車風の間に漂々泊々するが如き觀を爲せり故に日に監獄改良を唱道するも雖も自ら心骨を勞して斯所に盡砕するもの稀なり現に監獄に關する雜學を求むれば、も言辭にして封を切りしとなく典獄の勸誘に依つて監獄學と獨乙法の講義は講求せしも只た床の間に安置するのみにて曾て繕きしことなく甚しきに至りては職務として日常必要なる監獄則だに暗せざるもあり爲めに往々違法の處置を以て責問を受くるものさへありと云ふ監獄を冷眼に付し去るの狀、推して知るべきなり事件既に

斯の如くなるが故に外観上假面的の改良表面上の言動改良こそ見るべけれ其内部に至りては殆んど繼續閉居の如き奇怪なる觀ありされば實際に於て獄務の不整頓なるも犯罪救治や再犯防遏の方法等に付て熱心に攻究するもの天下に寥然たるも兎角老朽頑固の輩多く社會進歩の趨勢に伴ふの氣力なく今日の實況を見るに至れりされば此輩の臆懼を改善することは刻下の急務に屬す然れども是れ一朝一夕にして改善除却し得べき業にあらず去りて無理に情實を用ひ監獄の前途益々憂慮に堪へず故に余輩は寧ろ大英斷を以て老朽固陋の人物を淘汰して根本的眞正の大改良を希望して止まざるものなり區々たる小刀細工は斷然として之を排斥せんことを希望して止まざるものなり

●監獄官優遇説に就て 大塚朝次郎

近來監獄事業漸く重く措かれんとするの傾あり從て監獄官を優遇すべしとの議論亦た勃々として唱道さるるに至れり是れ獄事進歩の一徵候として斯道の爲め慶賀すべきことなりとす然るに司獄の局に當るの士取にも直さず監獄は國家重大の關係を有するものなるにも拘はず兎角世の疎慢する所さ目比較的の不進歩の事實あるを以て之が組織を完備にして以て治獄の目的を達すべしと云ふに於て論を疎たず果して然らば監獄官たるもの奮地一増大に盡せしめて可ならんや 監獄官の地位を高くし 監獄官の俸給を十分に優遇すべしとの風説一たび遠近に傳はるや 思慮なき輩は一も二もなく雀躍歡呼して一日も其實行の速ならんことを相待つものゝ如し余輩も亦た之を希望せざるにあらず然れども優遇を受くるものば之を受くるの力量と之に酬ふる

働きとを有せざる可らざるは勿論なり然るに當今司獄の局に在るものは其力量に於て其働に於て儼然天下に恥ぢざるの考へあるや 余輩は未だ之を信ずること能はず悉く之を信せざるにばあらざれども其多數の部分に付て信すること能はず何となれば苟も奉公の赤誠あるもの多數を占めば今日の如く萎靡不振の現狀を呈する道理なればなり今日の監獄官中多くは區々たる一身一家の經營に吸々し眼前の毀譽寵辱に纏解し國家を以て自ら任ずるものば殆ど晝夜の星に於けるが如し故に犯罪者の増すも減するも曾て意に介せず其如何にして犯罪者を増加せし又た如何せば犯罪者を撲滅し得るか云ふことに付ては夢想だもせす又た我身を安穩に保持せば足れりとする有様にて誠に慨歎に堪へざるなり然り而して今や牡丹餅の爛より落來らんとするを見目を開きて之を待つと云ふに至りては余輩然らざりて言ふ能はざるなり 約言すれば今日の監獄官中には堂々たる節操あるもの少く動もすれば私利私慾に走るの風あり思ふに監獄改良の呼聲高くして未だ其實効を見ざるは蓋し之れが爲めなり斯の如き勢にして完全なる監獄を確立し以て行刑の目的を達すること能はざるは電燈の射光に於けるよりも猶明かなり故に果して風説の如く實行さるゝとならば全時に大なる人物改革こそ願はしけれ猶ほ語を換へて言監獄官に適當なる人物を續擧して之を優遇すべしと

●雲突君に一言す 森山 晚 翠

却就余が減食處分を廢すると云しは 閑室に伴ふ減食も乃至屏禁に伴ふ減食も凡て含著したるものなり何となれば凡そ人体には 保健食料にて各人体格に對し健康を保つに足る一定の食料を給せざるべからず然るに囚人なるものは社會最下級貧民の程度を以て取扱ふ者にしあれば對

監保健食料を給するとは思ひも寄らず左れば常人より營養の不給なるは當然のものなり夫れさへあるに減食と云へば衛生上必ず危害あるに相違なし是れ減食の廢すべき最要點なりとす

又閑室處分と減食處分とを減する点に於て何れが 身體衰弱の原因となるや云々の御事あり是は閑室處分と雖も食量に減せざれば決して減食處分程弱身體衰弱を醸すものにあらず試に思へ古代の人は穴居してさへ日を送りしにあらずや而して食料なるものは人体の保温上非常に大切なものにして 嚴寒の候と雖も衣服よりも何よりも食物が第一に位するものにして食料に充分なれば嚴寒も左程の苦痛を感ずるものでありません

又食量を減せずして 單に靜坐沈黙位のもては畑を畑て 魚を求むると同様と云はれし情哉雲突君は未だ哲學の眞味又は人間の精神作用は如何なる働きものか御存知なしと云はるを得ず何んとなれば十九世紀の日本人は古代の如く壓制的肉體減殺等の方法を以て 能く其精神を左右し得べきものなるや 世の進歩に伴ひ精神制裁の方法にあらずれば 反て反動食を起して其實効を見んとを得ざるは世の識者已に定論あり矣今減食處分即ち食量を減じての靜坐沈黙は單に飢餓と云ふ感覺を惹起すと同時に一種の反動心を起し茲に自失の真心を叫起するの過なし之に反し食量を減せずしての靜坐沈黙は腦中樞に於ける精神作用靜穩なるが故に能く事物の道理を感悟し得るの餘裕あり以上概括して云ふときは肉體を責めずして良心を責め肉體強壯なれば 精神全し是れ所謂健康の身體には健康の精神宿るの道理にして衰弱する身體衰弱せる精神には哲理上決して自失の真心を叫起する作用は出来ません 又直立處分は實行せざる想像論と云われしが此處分は現に陸軍學校等

●看守に他監獄巡見の途を與へ

高知 野本 夜耕

典獄書記看守長等の各監獄を巡回するの要は言はずして知るべきのみ獨り看守に至りては巡見するを得ざるは何ぞや 看守自らは任意に各監獄を巡見するは勿論なれども是れを以て近縣各監獄を巡見せしめざるは何に由て然るや 看守は上官の指揮監督指示を受くるものなれば其必要を認めざるに歸由するものか 看守の監獄思想は典獄看守長の注入するものなれば是れが必要を認めずと云はれ 敢へて詮索の要なしと雖も既に其効力あるを認めて而して是れが實行に躊躇するに至りては大に論究する處なかるべからず抑も典獄を物質的に解剖し來れば書記

看守長看守押丁なる分子の結合力と言はざるを得ず何となれば其一命の出る一命の下るや配下は余力を盡して成効を期するものなればなり見よ彼の堅牢無比の銃鎗を鋼鉄を精撰し是れを鍛錬し其分子の緻密なる結果にあらざるを得んや銃丸以て亦然りせず凡そ物として堅牢強硬ならんを欲せば其元素なる微妙の分子を得んや堅牢たるにせざるべからず其根本を培養せしめては枝葉の繁茂を得んや堅牢たるにせざるべからず其根本を培養せしめては枝葉の繁茂を得んや堅牢たるにせざるべからず

抑も今日の監獄は進歩の監獄にして退歩の監獄にあらざるなり統一の監獄にして區々の監獄にあらざるなり數多の罪因に國家の犯罪にして同じく國家の刑罰を受くるものなれば其處遇の點に於て等差あるべからず日に改良を唱へ筆に統一を論ずるも言ふて行はず爲さんと欲して爲さず世間言行一致せざるもの夫れ何れの日か改良進歩の曉きに達するこを得んや吾國開明の當初歐米大陸の文明利器を模倣せんとするに方つてや賞罰者は有力の士を精撰し拾へく歐米大陸に派遣し文物の實地講究する處あらしむるも蓋し百聞一見の但診に依るものなり一年一次若しくは二次多少の看守をして各監獄を巡視せしめ而して遇因上仔細に觀察する處あらしめたらんには統一を謀る點に於て將た改良を争ふ點に於て其得る處尠少にあらざるなり既に然りせば茲並に出でざるは何ぞや論者あり曰く看守の他監獄を巡視するの有効なるは既に認知する處なるも其費途を如何せんや噫吾輩を以て忌憚ん言はしむるならば上官は是を參事會なり縣會を以て忌憚ん言はしむる必要なるを幾々千万言辨断し讓問を求むる處あらんには有識の議員にして單に輕々觀し否決する者ならんや今日獄事々業の進歩は社會の進歩を表現するものなれば充分に重きを措かざるべからず吾輩は切に當

を寸断するも、猶ほ懲せざるものなりと雖も、盜を爲す者尙ほ人なり、如何に謬惡詭詐の惡奸と雖も尙ほ一片の良心を有するものなれば、精神的に直接又間接に道義を注射するときは、其亦力の有る事疑を容れざるは敢て余輩の俟たず、彼の教師師が個人的若し分房教師に於て、父母妻子の信書を携へ諄々前非を戒むるに於て歎歎血涙の淋漓たるに徴して明晰なる事實ならずや

夫れ既に然り苟も職を司獄に奉ずるものは其責任を全ふし、而して其目的を達せん事を豫期せざるべからず、此目的なからんには羅針盤なくして大平洋中に漂泊する一扁舟のみ、是れ等の者日に改良を主唱し筆に數千万言を繰述するも只坐上の空論にして、經一文の價格を有せざるのみならず空中に高風を建築するものなれば、擧げの譏りを招くのみ、吾人の双肩に擔ふ所の豈如斯ものならんや吾人は眞實職責を全ふせんとせば熱心に獄身的ならざるべからず彼の日表月表の表紙を新調し統計に於て一位の誤なきが、身分帳表紙を新調し一字の塗抹なきを以て獄事を改良したりと云を得べき、其表紙に於て其裝飾に於て改良は則ち改良なりと雖も、吾人の世慣改良なるもの豈如斯ものならんや日表月表をして一位の誤謬なからしめ身分帳中一字の塗抹なからしめ如何に該諷薄に蓋帳を來たすも是れ等は未にして技藝の改良に過ぎざるなり矜吾人の責任を全ふしたるものならんや此の言少しく過言なりと雖も彼の年々歳々再犯者の増加するを如何せん吾人の世慣改良終局の目的は是を極端せり種種に論究するならば再犯を防護し犯罪を杜絶しして思ふべき監獄なる名詞に勿論牢壁なからしむるにあり然しなが、此目的は遠大に希望を措き目下の急務として再犯防護の策を講ぜざるべからざるなり

局者に望む獄事々業の統一ならんを欲し進歩を庶希せり罪囚に尤も直接に觸る、看守に他監獄巡視の途を與へざるべからず然るときは實地に徴し經驗に問ひ運用する處あらしめたらんには其結果の偉大なること炳として火を見るが如けん只に根本培養を用ひずして枝葉を培養を用ふるもの夫れ何れの日か彼岸に達する事を得ん局に當る者幸に容るゝ處あり

●出獄人保護事業は看守の職責なり

高知 野本 夜 耕

人あり、看守なるもの、職は何ぞやと問ふものあらば、罪囚を叱咤鞭撻して罪惡を懲戒するにありと答ふべきや、若し、刑の目的を達する爲め、彼の身体に對し、無形上有形上、充分の痛苦を與へ、以て再犯の念を杜絶せしむるにありと應へ得べき、是等の答詞をして正當なりと言ふものありや否や、若し不幸にして正當なりと言ふものあらんか、是等に封建制度の看守にして、立憲制度の看守に非ざるなり抑も十九世紀の看守なるものは罪囚をして懲懲感化、歸善せしむるにあり、前者の叱咤鞭撻痛苦を與ふる如きは其職に非ざるなり、古人言はずや人性善なりと、然らば惡に非ざるも、必ずしも、惡奸視すべからざるなり、一朝法網に觸るゝも其所爲惡むべきもあらざるなり、今夫れ法網に觸るゝも其所爲惡むべきも細く其分子を分析し來れば、情の恕すべきものなきにしもあらざるなり、彼の挑發若しくは圍事犯罪の如きは是れなり、如斯種類を解剖し來れば數百の情緒に拂せられず精神の制せられて、鉄櫛の裡に投ぜらるゝもの擧て數ふべからざるなり、蓋し其良の粒々辛苦幾多の艱難に因りて得たる、財寶を奪取し口腹を喜ばず物慾の如き、其所爲眞に惡むべきものにして是

凡そ事に熱心ならんには何事かならざらん外交の創始に於て當局者は三田老儒の西洋事情一冊感此の片々たる一小冊子に因り歐米大陸の事情を瞭かにして交通したるもの此の熱心の精神に外ならず彼のアリストトル氏の如き百難千捷不撓克己の精神なからしめは奚ぞ地の引力を發見する成効を期せんや犯罪の如き其精神に於て將た結果に於て甲は何故に再犯をなせしや乙は何故にして此犯罪を作りしや其原因結果に徴し或は統計に因り倫理學の世慣既納演繹の法により講究し次て盡みたらんには再犯防護の策も決して難きにあらざるなり

吾人は彼を鳴らして是れが第一策として希望する所の者は出獄人保護事業なりとす此の保護事業に就ひては既に先輩の主張するのみならず實地に於て其裨益の著大なる事は何人も既に知悉する所にして余輩の辨を費さざるべし在監中多額の工錢を給せられ満期の曉之れに因り生業に從事したるもの幾何ある彼れ等數月親族知己に離れ美味の喉を枯ふすなく只森嚴なる紀律の下に生息したる者なれば其の解放に遇ふや乾涸の余り歌舞三絃に愉快を買ひ酒肉肉林杯盤狼藉たらんば實澤三昧に蕩盡し蕪中無一物たるに及んで茲に再び惡心の萌芽するもの比々皆然らざるなし是れ等の者にして出獄後はれが監督其宜るしきをを得んには實策を盡し深淵する者あらんや是則ち保護事業の發達せるに起因するべしあるべからざるなり誠に然りせば保護事業は社會の責任なりと雖も寧ろ直接に關係を有する看守の責任なりと言はざるを得ず故に看守なるものは是れが防護の策を講ずる第一着手として新聞に演告如燈に其必要なる理由を擧げ年々監獄の爲めに費す多額の費用を説き輿論を喚發し出獄人保護の必要なる事を世人の注意することゝならんには保護事業の發達も易きたるのみ如何に唯一熱心に其職に従事

するも斯道の發達なき限りに吾人の職を全ふしたるものに非ずと言ふも諛言にあらざるなり吾輩は信ず此事業は看守の職責にして看守を待て始めて發達し得るものと確信する故強て志士に質すものなり

●減食處分を廢し直立處分に變更するの
不必要に付いて管見を述ぶ

徳島縣 東 岳 生

本誌第九十五號森山曉翠君は減食罰を廢し直立處罰に變更するの必要ありと認められ之れが高論卓説を吐露せられたり今其理由とする所の概要は果して減食處分を以て有力ありせば必ずや減食處分者の減少を見るに事實在之に反し日々増加するの勢あり之れ畢竟何に由て然るや寧ろ減食處分の無効にして有害なるに歸せざるを得ずと又曰く彼等囚人は居住常々生活自由にして或時は山野を跋渉し或時は飢饉に瀕するの苦あるも一時の快樂を冀ふの一種にあらざるは故に之れを制止する方法は靜坐洗髮屏禁 獨宿閉室等の精神刺戟的の處分を施さざる可からずと言はれたるは之れ實見上一理あるが如しと雖も余は以て高説に左袒するを得ざるのみならず聊か管見を陳して足下の再考を仰がんとす

見よ減食處分は果して有力なきや且又曰く減食處分は畢竟無効有害なるに歸せざるを得ずと之れ何たる事ぞや君は醫學的の理想により衛生上無効にして有害なりとの持論なるも元來刑罰なるものは社會人民一般の動作を以て同一視するものにあらず之れが自由を拘束し言語動作を靜肅にし其他百般の行爲に付き秩序を正さしむるにあるものなるが故に刑の要素たる痛苦を感じせざるを得ず況や又入監中 犯行違令の不正あるものなや減食處分中其期間長きに過ぐれば或は身軀上不完に屏居するが如きに在ては單に暗々裡に居るのみの感情にして何の苦痛之れあらん又何の懲戒之れあらん是れ余が驕然犯行者を増殖すに論ずる所以なり然りと雖も直立罰も亦懲罰の一部として之を設け置くは可ならんとす大方諸君以て如何とすや敢て明教を俟つ

●看守長服制改正説に就て

在埼玉 局 外 生

看守長服制改正の説は、數年前より、頻りに喧傳したる爲めか、看守長諸君は十中の八九は之が新調を見合ふ、或は裏返さし、或は警部の古服に徽章を付け換へ、着用し居らるゝものあり、今この見直し事、巡査にも劣るやの感なき能はざるは今日の實体なり、その見直し事、巡査に勢力を占めたるが如く傳聞せしも如何なる故か、予今改正の發表なく、その調子にては、又々本年も風改として、開演す事かと早や孰れもナク張合掛け致し候様子に見受けられ候斯くイッモ、風説のみにては實際看守長の職にあるものは新調に躊躇し、誠に迷惑恐なりとす莫くは改正するものならば一日も早く改正し改正せざるものは改正せずとハツキリ相分り候様致度ものに候實際薄給の看守長に在ては度々の新調池も支へ得らるべきものにあらず被察候如之ならず同じく判任の地位に在るものにして、看守長と警部と相比較するときは服制の上にて於ては實に月蝕の差も普ならず従て自ら世人の信用にも關係し威嚴を保護する上に於て影響する所實に尠ならず蓋し服制の改正は今日の大急を被存候斯く言ふときは論者又必ず言はるゝならん威嚴は服制に依り務て保護するものにあらずして其の人物にありと成程一應理あるが如しと雖も、服制の如何は威嚴を保護する上に於て、至大の關係を有する所謂威嚴保護の一要素なれば強ち其の人物にありと斷言も出來難から

全なる状態は是れあるべしと雖も其入監以前に於て之が身体の妨げなきを証して執行する者なれば若し執行中にして如何なる病患に係るなきを保せず一朝發病し治療の必要あれば懲罰を中止し病監に入れ保護素を感知せしむる最良手段たり豈敢て有力なしとせんや又焉ぞ無効ならんや而して論者の持論と云ふ可き無効の理由と減少する所のものは減食處分の日々に倍々増加するの傾向あるを以て奪も減少するなき點より之れを見れば全く有害無効の感あるが如しと雖も懲罰因徒の増減に基づき單に無効論を主張するは敢て行刑の實際を知悉するものなりと云ふを得ず何とされれば犯則者なるものは氣候の寒暖に因りて多少増減するともある可く又戒護其人の注意如何に關係するともある可きなり論者は閉室を以て常に之を虚空にし其減少を見るよりも寧ろ之をして絶無に期せしむるは論者も雖も異議あらざらん果して然らば減食處分を廢して之れを直立處分に變更したらんには必ずや犯則者は倍減少を見るならん乎余輩は驕然其處罰因の増殖するを視るや疑ひながらん可きとなるは識者を俟て後知らざるなり見よ減食處分を廢すれば閉室罰も亦四合飯を給せざる可からず然らば則ち閉室なるものと最好なる休憩所たるの感を有し嚴正なる作業規程の下に服従し力役せしよりも官吏の命に抗し或は暴行を企圖し犯行を業せしものと且夕に迫らんとは是豈治獄の精神ならんや論者は此有力なる減食處分を廢して學校的直立罰を科せんすと安そ之れに畏服するものあらんや夫れ閉室は恰も刑罰中に死刑あるが如く罰罰中の極罰にして受罰者に對し最も有効なる懲罰を施さざる可からず之れを廢すには常食又は四合飯を與へ一盡

んと存候生は看守長にもあらず書記にもあらず一向監獄には経験乏しきものなれば如此余り出過ぎたる事を言ふ様には候得共今や社會の耳目は渾て監獄に傾注するの時代となりたれば唯監獄は囚人病を醫するの病院なりと大家氣取つて居るのみにてし行かざるべしと存候議論の間數事は暫く措き近時生の耳朶を衝て來る所のものは一とて服制の談ならざるはなし必竟服制論の喧嘩相成候は則ち獄事改進の一現象として慶すべき事に有之候存望心聊か一言を述べて看守長服制の一日も速に改正せられんと希望するものに有之候幸に採納を得ば獨り看守長諸君の満足のみにあざざるべしと自信致候恐惶謹言

●司獄當局者の好機

在仙台 荒喜松 五郎

物に消長風伸の期あり、伸長増加干澁同体を保つ者少なし、事に衰盛起伏の變あり、隆盛偉大、萬古不易の業稀れなり、時に順逆適否の期あり、能く溫育發生の陽春を、收縮枯落の霜秋を、を分知すべし、總ての事業、皆此、伸縮、盛枯、時機の變化を察らざるなし、監獄事業亦然り、要は唯、風伏の淵に陥落するも、伸長の素意を捨て、枯落の境に沈淪するも、榮盛の喜望を失せ、順遇の好機を待て、熱心、誠意、勤骨、碎身、期にし、世に適するの運動を爲すこと、恰も草樹春風を待ちて生長成長の動機を發するが如くせば、芳効を顯揚し美果を取得する期して待つべきのみ、我邦維新以後に於ける獄制の經歷を査見すれば、監獄の設置、獄舎の改築、獄則の改正、司獄官の練習等數多の沿革に依り、改良進歩、統一整致の点枚擧に違あらずと雖も、隨て着眼一轉、監獄事業として社會に有するの勢力を視察せば、其の位置其の情況、其の活動、果して如何ぞ

や、即ち民間有志者は共に獄事を談じて、改良進歩を贊助しつゝあるか地方有力家は私財を投じて、保護感化に關する事業を企圖したるか、一般公衆は注意留心して、耳目を傾注したることありや、彼の獄制改善上重大なる監獄費國庫支辨案は、國會に敗れ、監費削減、獄案否決、各地縣會に年々議行せらるゝを見れば、識者の放棄、志士の度外視、民間の無頓着に類々該事業が社會に於ける勢力の薄弱、位置の劣等、運動の無能なる情況を証明して啾々白々たり

國家内蔵の一機關として、切要至重なる監獄事業は何故に斯く卑視、放擲、冷淡の内に埋没せられ、社會の層底に沈靜して發起隆盛の時運あらざりしか、是治獄の事業は國家消極的の機關にして、其効績顯著ならず従ひて社會の耳目を惹くふに至難なること、本邦獄事を輕蔑したるの舊習、今尙遺存するが故なるべしと雖ども、此等も必竟民間未だ監獄の性質、事情、至重の點を識知せざるが爲にして、語を更へば社會人民が、監獄思想、淺薄の結果なり、此の如くんば當局者折角苦心の經營も、執職者熱心研究の良法も、實施實行の余地なくして、進歩の阻害、改良の障礙を來すや必せり、特に治獄の道は其の目的を透達し、其の良効を奏せんには、慈善救濟的、社會博愛的なる放免因保護、不其兒感化等に關する、民間事業と相待たざるべからず、社會と隔離し民間と分距して、事を舉げ効を奏せんとするは、木に依りて魚を求むるの類のみ當局の諸士、立憲國に於ける諸制度、諸機關は新設増置、擴張、變更に論がら、總て、專制的、命令的、非ずして協議的、輿論的なるを以て、之が實行を遂げんに、必ず民間の協賛を経由すべく、其賛同を得んには先づ其の必要適度の事理を社會に訴へざるべからざるを知らざるに非じと雖ども、社會の形勢、民間の情態は、須臾も、其の機を與へずし

を見るに至りたるは近時の好例なり、曩に播殖耕耘の勞を辭せずんば、夕に豊收熟獲の効ある斯の如し、當路者時期を失せずして奮起勉勵あり、切望の余り聊か卑言を陳じて高見を煩す多謝々々

●監獄官練習所設置に就て

異山生

聞く今般各府縣典獄會議に於て、又た地方官會議に於て、監獄官練習所を設置するの議成れりこ、余輩は國家の爲めに之を慶祝せんばあらず、抑も監獄官練習所なるものは監獄事業の發達進歩を企圖するの機關なり、今日我國監獄事業の萎靡振はざるは蓋し此機關なきに基因す、回顧すれば今より四五年前一時監獄思想大に勃興し、曰く監獄は改良せざる可らず、曰く規律は嚴正にせざる可らず、と上下驚々永眠を覺醒せしが如き視あり、思ふに監獄官練習所の致す所なりし、然るに教師ゼーパツハ氏不圖瞑目するや、共に練習所を閉止せらるゝの不幸に陥り、去るものは日に疎し、爾來監獄改良熱は益々冷却して既に今日の現況を見るに至れり、當途の士之れが、再興を謀る蓋し偶然にあらざるなり

向後設置愈々成るの曉に至らば、今日の衰勢を挽回し大に我國監獄の面目を刷新するは勿論なり、然れども果して將來に於て其利益を収むるや否の問題に付ては、練習所の組織練習生の資格、及撰出の方法、教習課程、練習生待遇等の如何に依りて、定まるや論を待たず、されば此事は設立の當時に於て最も周密なる注意を要する所なり、然るに練習所か如何なる組織方法を以て再興し來るか未定に屬し、今之を論せんとするは早計に失するの感なき能はず、依て余は最も注意を要すべしと思料せり、一二の點に付て、聊か將來に希望を達ふる所あらんことを

て、風伏收縮の内、靜かに潛力を養成し以て時機を待たしめたるでは非なけれ

今や、板垣伯内相の顯職に就かるゝと同時に、司獄當局者の好機到來せり、伯、就職の一着として口を開けば、治獄の談話となり、獄務の諮問となり、歩を移せば監獄巡視となり、獄事會臨席となり、手を舉ぐれば典獄召集となり、響應となる、是に於てか社會の耳目、一齊斐然として恰も新奇の珍物に向ふが如く、是れに集注して、凝視し、内相獄事熱心の聲、各地に噴噴するに至り、無頓着なる民心始めて惹起し、當局者鼓吹唱道の通路開けたり、實に一鞭を奪ふべきの好機なり、此獄起奮闘すべき時期に際し、依然書類の検査、帳簿の整理、備品の調達等、内務勉勵にのみ満足せずして、監獄思想を世人に注入すべく、積極的進取的な運動を試み、公開演說を以て監獄性質重要等を説明し、新聞紙上を以て獄事の狀態出來事を報導し、監獄幻燈を以て獄情の情況獄事の切要を實寫的に見聞せしめなば、或は感動稱賛する事もあらん、或は論難攻撃することあらん、斯くして社會公衆は監獄の如何を了知すべく、識者有志は留意盡力すべく、獄想の在野に普及して、諸士多年經營の諸案、實施何ぞ難からん、是に至て本邦獄事、翹々、確立好運を祝すべきなり、先年町村制實施の當初、各地の寒邑僻村は、新たに所得したる議權に依り、町村教育費を削減して小學校の衰微を來し、舊寺小屋流義の一學舎と一變せんとするに至り、教育の當任者痛慮憂鬱、必要に迫られて教育思想の發達を計り、演說に、談話に、幻燈に、或は生徒運動會に、教育品展覽會に、種々の方法手段を盡して、普通教育の切要を人民に説明せしが、各地の父兄遂に子弟教育の良法は小學校に在るを感知し、競ふて校費を増加し、校舎を改良し、長師を招聘して、今や一層の隆盛

練習生撰出の方法は如何、被撰出者は練習の骨子にして、練習の目的を達するに否とば、被撰出者の人物如何に存す、されば此被撰出者こそ、將來に向て大關係を有す、然るに此撰出のことに付ては、從來最も弊害を有する事柄なれば、幸に愛憎に依らず、運動の効力に依らず、公平無私眞實有望の人物を撰出せば満足なり

而して練習所を了へ、實務に就くものは何れも新思想に富み、胸中深く經營する所あるや必然なり、然れども其任地に歸るや、先進の士は頑として、新説を容れざるの弊風あり、遂に素志の万分の一に達することを得ず、空しく恨を呑んで屈從せざる可らざる事情あることは、此以前に於て獨乙法は我國に適應せず、ゼーパツハ氏を崇拜して獨乙法に心酔す可らず、等の排斥論高かりしを以て証すべし、若し斯の如き弊風依然として、勢力を占むることあらんば、練習所の効力は空しく水泡に歸せん宜く一考すへき問題なり

猶ほ其他のことに付ては今日余輩の容喙する所にあらず、只た前陳の如きは隱微の間に行はるゝ、最も大なる弊害にして、監獄事業の前途に幾多の毒害を存するものなれば、以來斷乎して之を除却し、眞正なる監獄官練習所を設置し、以て善美なる監獄改良の機關たらしめんことを希望して止まざるものなり、當途者若し杞憂の論をなすなくんば幸甚

●再び看守勤務法に就て

異山生

看守の勤務法は一晝夜勤務とするを、就て、其利害得失如何に於ては、既往二三年前に於て隨分議論ありたる問題なるが今や實驗既に熟し、一晝夜勤務法の不可にして晝夜分勤法の可なることを悟するに至れり、此に於て、各地大抵晝夜分勤法を實行しつゝあり、然れども間には猶ほ一晝夜勤務の利を主張して私習を全からしめんとするもあ

り、恰も是れ臺灣土匪の殘徒、至仁なる我皇化に治はす己の微力を願ひす、非謀を饒て民間に出没するが如し、誠に惘然に堪へざるなり。今其論者を饒て狂士とす、狂士は最も一晝夜勤務法を固執主張するものにして、或点に於ては好すべき所なきにしもあらず、然れども其議論に於ては未だ毫も他の感を備す程の價值を有せず、蓋し狂士が實驗の足らざるなり其言ふ所茫漠として取る所なき、云は、一種の不平等なり、本誌第九十七号に掲載せらるるもの亦た此類なり、無暗に他説を駁撃罵詈し矢鋒に自説を主張奮揚して得々數百言を繰返すも雖も他を排撃するの理由と自ら主張するの理由とを具せず、其要する所既に一晝夜勤務法は勢力あり、分勤論者は獨乙法に心酔せりと云ふの二点に過ぎず、之を以て排他自張の説となすべき窮するも亦た甚しと云ふへし。眼を刮して全國監獄の實況を觀察すべし、當今一晝夜勤務法を實行しつつある監獄は果して幾個所なるか、支那朝鮮の如き未開國の監獄なればいざ知らず、東洋の文明國を以て任する我國に於ては狂士が云ふ警視廳の監獄署を除くの外、由奥に僻在せる二三の監獄に過ぎざるべし、猶ほ、職務概則を讀んで第十二條を讀下せば分勤法が如何に勢力を有せるかを知るべし、又た本法が我國に採用せらるるに至りたるは何の爲めなるかと云ふ理由も推知せらるるべし、之を以て考ふれば反對論は殆んど孤城落日の感なきを得ず、狂士妄論を止めて之を省慮せよ、若又君が云ふ如く分勤論者は獨乙法に心酔者とせば、之を採用したる我政府は心酔者なり、又我國の文物制度多くは歐米の制に倣ふ、されば我國人は心酔者なり、何ぞ獨り分勤論者のみ心酔者と云へんや、狂士が所謂心酔とは果して斯の如きものとせば、狂士は未だ心酔の意義を解せざるものなり、抑も諸種の制度を改善せんと欲せば、廣く他の制度を調査し其長所を探

て己の短所を補足するの覺悟なかる可らず、若し然ることなくして固陋偏僻支那のチャンノ坊主の如くなりんば到底其進歩を希望す可らず、我監獄に於ても亦た然り狂士請ふ其頑辯を打破し大に進取の氣象を養成せよ。

●更に洋々散士に示す

質疑應答博士

勇士荷くも勇を振はず、況んや無名の雜兵を對手として、其勇を角するところある、されど事茲に至つては、五月蠅き雜兵共の懲戒もならねば、時に幕郭の利器を振ふ、其勇を示すの要なきにあらぬなり、一由百文の質應酬に、博士現はれ無名の雜兵を對手として議論を上下するも業より其意にして、又聊か該欄の寂寞を救済せんとの手始めに洋々てう論客に進撃を興へたり、されど彼れをして餘りに窮命に陥るも本意ならぬ、唯其談議の要点を誨ゆる所ありしに、却りて答辨がましき論文により、更に博士をして執筆せしむるに至れり、予素より散士より、如斯に不備なる答辨を辱ふするの名譽を有せず、又敢て散士の爲に、執筆するにあらざるも、若し之を看過せば天下の蒼生をして迷はしむる恐れなきにあらざれば敢て筆を左に運ばんに、

第一頭腦の單純なるものには短簡なる教授にては兎角勝に落ちざる可き故、更らに詳細の説明をなさんに、現今教師を因入懲罰會議に列席せしむるは、因入生平の行狀を典獄の參考に供進せしむる爲に止まる看守長書記も之れと同じく、其情況を供進するの外、何等の權もなく懲罰の輕重は無論の事、懲罰可きや否やの決断をなすの權なきものなり、然るに教師は自ら罰可きものと假定し、尙ほ其罰の輕重までも論難するに至りては、典獄懲罰權を無視し自家の職權外に涉る

故、之れに容喙するを得ずと博士の論旨なるに、散士は此間の語尾を追究し、誤て教師は懲罰の輕重迄干渉するは、典獄は已て罰可きものと判定以後のことなりと、曲解したるのみならず、氏は何等の據る所もなく、列席したる以上は、罰の輕重にまで容喙するを得るは當然なりとの誤論と、博士の論旨と、同一論旨なりと云ふは夫れこそ、氏が、所謂自己の愚智を、世界萬國に披露するふとあらざるか、如何に形而上の思想に乏びしければさて、正反對の位置にある論旨を、誤解するとは、實に無茶苦茶の至りなれ。

第二因人とは、刑法又は其他の特別法により、裁判宣告を受け、其判決確定したるものを云ふ、とは氏の因人に附したる定義なるが、Proposition or Predication を轉倒するは論理學上の所謂轉換法にて即 Proposition

の要素の位置を其關係内に改更するを得て、真正なる提案は、是れが爲め毫も背理するが如きならず、例者、君子は誤て改むるに憚らざるものなりとの Proposition ありせば此君子と云へる Subject を誤て改むるに憚らざるの Predicate を其關係内に轉倒して誤て改むるに憚らざるものは君子なりと云ふも、毫も矛盾に陥らざるものにして、虚偽なる提案は、此轉換により、發見さるることあるを覺悟せざる可からず、今散士の所謂、因人の定義なるものを此論理上の原則に照らさんと、刑法又は其他の特別法により、裁判宣告を受け其言渡確定したるものは因人なりと云ふ氏は斯く轉換すれば自家の提案は、虚偽にして、真正の斷定を得る能はざるを覺りて、現に自家の目前に於て、刑法又は其他の特別法によりし裁判言渡確定したるものの中、因人ならざるものありて、自家の提案の虚偽なるを教ゆるにも係はず、小學生徒的の九々を並べ、如何に習慣は、凡夫の常なればさて、其間に於

て二三の成立するの理由を若くは、若くは、若くは、若くは、散士同ならずと曲解し、以て天下の識者を欺かんとするに至りては、散士も又盲せる哉、特に散士に教へんに、凡へて事物の定義を下すには、其事物の區別をなすに止まり、過へ及ぶ事ある可からざるは一般、學理上の原則にして例者、等邊三角を説くには、其の三邊の同じきもの特別法により、裁判言渡云々、漠然たる定義を下し、其定義中の猶ほ因人ならざるものを含蓋せしむるが如きは、決して當を得たるものにあらぬぞかし、特に散士が例として示されたる、契約は合意を云ふとは何を云ふことなるか、法律上の契約に契約は合意を云ふとは、漢なる定義を下し、恰も散士の因人に下したる定義の如く合意中猶ほ契約ならざるものあるとを推度さるゝ、定義、羅馬法時代前はいざ知らず、近世法理の進歩せる世に於ては、已てに、契約とは二個以上の對手人間に結ばれたる法律上効果を有す可き旨意にして、該合意に因て、其對手の一方が、權利を有し、他の一方が義務を負ふ處のものに稱するものと云ふなり、其間一点の非難を納るゝ能はざるに至りしにあらざるや、要する所散士の定義中には因人ならざるものを含蓋するが故、定義としては其當を失するとは博士が攻撃の主点にして、確定判決を経ざるもれば、因人ありと途方なきと予の主論より推度す

能はざる所なきに、如斯途方もなき質問に對する舉証の責任は、予が主論を讀さんとする散士が頭上に存するものと知れ、

第三決行及放免事件に就ては、散士猶ほ及ばざる所あり、該質疑者の意見は、懲罰決行、若しくは放免時に當り、懲罰問、若しくは放免前、數日間、獨居せしめ、且つ定役を免するは、法律に觸れざるかの意

にて、散士は單に獨居房に移しもの、如く解し、冷々たる容辨を與へしは甚だ其當を失す、本間實に至極の問題なれば散士、今少しく研究する所あり

第四本間につき、監獄則三十三條及四十二條以下を援用せしは散士の觀察にしては至極の才手柄、實に規則には處罰中、通信の禁止なきも、全三十三條には只一ヶ月、次發信を許すとも、必ずしも處罰中に許さる可からざる規定なし、然るに處罰中、之を許すとせば閉室、諸害、減食、被罰中通信を理由として囚人は一時の安樂を貪はるの弊あり、故に處罰中は之を禁止せし終罰後、發信せしめて散士の發見せし監獄則三十三條の意を満足せしむるは、現今の慣例原則となり居るとにて、彼の二月以上に滞る屏弊の際、又は其他必要の際通信を許すは此原則の例外となり、居るとなり、願ふ散士、由來空論を弄する尙しければ少く實際につき着目する所ありて可なり

第五、退職後、機密漏洩の事につき、散士は賃借みに、現行法上不可なるを知るとして、自説を取消せしむ。改正刑法草案には未だ嘗て掲げられしとなし、嘗て予は刑法改正委員たる倉富學士外三三人に就て聞きしに、如斯者に對して制裁を設けるとは多少議論なきにあらざり、行政上の懲戒處分なるものを、辭職後の官吏對にして科するが如き事柄を刑法に定むるが如き、不可思議なるは、未來に於て決してあらざる事なりと斷言されたり、兎に角現今制裁なしと知る可し、

●道友諸士に告ぐ

某

生

余本誌九十二號を以て、監獄改良の程度を問ひしに、佯々于河内久懸輩何等の感覺を發作せし、狂する如く、怒する如く、愁ふるが如く、徒に嘲笑罵詈の語調を以て、悠々數千言を陳せらる、其意蓋し問題の氣に

監獄改良の目的や、完全無欠の方法を得るにあり、世間或は監獄の目的は改良にあるもの、如くし、改良其目的を達せば、即ち刑期無刑に至るも論せらる、ありと雖も、余は之れに首肯する能はざるなり、監獄の目的は、只(一)刑期無刑(二)確定不動のものにして、其目的の改良變更あるべからざるなり、其改良變更あるべきは行刑方法なり、其目的地、西京に達せんとするものありとせんに、此人の西行するや其目的地、西京に達せんとするにありて、旅行は方法なり、其旅行の方法には種々ありと雖も、目的は一なり即ち歩行するも、人力車に、或は馬車に乗すも、旅行なり、一步改良して自轉車に乗るも、將た漚車漚船に依るも、齊しと旅行なり、其徒歩より、人車に、馬車に、或は自轉車に、漸次改良して、漚船漚車に變するも、旅行の方法に過ぎず、此上人智の發達によつて、如何なる旅行の方法發明あるべしと雖も、先以て今日の所旅行の方法は前記數點にして、即ち漚船漚車は終點なり、監獄改良も亦此理に外ならず、舊幕時代豚小屋全樓なる浮屋より、極多非人等しき學番より、牛馬全業の據より、漸次進化今日に至れり、此上晝夜復獨の純獄法なり、或は階級法なり、將た全然分禁法なり、其行刑の目的を達す可くと認むる方法を定め、以て監房の構造を改良し、感化改心せしむるに可足、優其司獄官を得ば、改良の目的を達したる終點と認むるを得べし、此完全無欠なる監舎に、優良なる司獄官に、整備なる檢束の方法を以て進行せば、行刑の目的を達せざるべからざるなり、余や狂せしにもあらず、實問を發するに當り急に愚に(元より愚なれ共)返りしにもあらず、前述完美の方法を得んご欲するより起問せしなり、苟も監獄に志を措き改良に熱心なるもの、其程度方法を窮めずして、徒に枝葉末派に喋々せん、燕雀の轉鳴に異ならざるべし、方今朝野の監獄改良(些ぞ仰山なれ共)

喰はざるよりか、問者に一針舌刺せんとする意は外ならざるが如し、該子よ、題意好らしからざれば應答せずし可なり、苟も問者の意を解し、新道釋益を與へんご欲せば、徒に自尊他愚の語を排し、諄々乎として教ゆるの法を取らざる、思ふに發問の意を誤解せしにあらざる乎、請ふ、是より質問の主旨を論ぜん、明治二十年以後、比年在監人増加し、就中再犯の多きは實際に統計に於て明なり、是れ行刑の主旨を貫徹せざる確証にあらざるや、茲に於て、行刑の方法、改良せざる可らざるを疾呼し、至る所に新聞に、雜誌に、喋々嗚々するに至れり、喜喜しき廢事にあらずや、然りと雖も、其論する所、佯々枝葉の小事に過ぎずして、何時彼岸に達するかの懼あらしむ、折角滿腔の熱血を注ぎ論議研究せらるる以上は可成實効あらしめんごを熱望するなり、余や今日監獄改良を以て、形式の裝飾を施すを以て足れりせず、現今の状況を以て改良の充分なるものも思惟せず、否改良其初歩たるを信するなり、而かも改良の急要なるを認むるなり、

本誌に熱心論議する所、遺憾ながら微々細々たる小事に過ぎざるもの、如し、果して今日監獄の大勢を改良するの期成あるや、舊幕時代の牢屋を變用するも改良せず、不完全の獄舎あるも改修せず、老朽其職に堪へざるものあるも改良せず、怠慢放傲、其職を曠ふする者あるも淘汰せず、薄暮、賤民の教誨師あるも改良せず、檢束方法、不完全なるも改良せず、司獄官養成法なきも設立せず、(僅に看守教習所の名稱あるも殆んと有無實なり)監獄構造法なきも規畫制定せず、司獄官の服制不完全不体裁なるも改良せず、司獄官吏の待遇常に警吏に遅後するあるも、顧す、典獄の俸給位置甚だ薄低なるも昇陟せず、府縣知事監獄事務に冷淡なるも不問、監獄評議委員會あるも開議せず、監獄學研究の爲め歐洲等(留學を命ぜしもの)ならず、廣く外國進化的監獄を巡察して派遣せられしものならず、陳弊並に至れば吾國監獄事業の社會萬般の進歩に遅後する幾何ぞ、改良の程度は小學生徒なり、此小學生徒の教育を放棄し、其成年に達せし醫學なり、法學なり、工學なり、將た兵農學なり、既に其學士博士の大學あるにも不拘、猶豫焉として續々外國(留學研究に派遣するあり、其彼れに厚く是れに薄き、不公平の度如何ぞ、監獄事業は素來不成產的、殊に人の依信を要せざる、而かも卑下避忌する所たれば、世人眇道に注意せざる結果、遂に厄介視せらるるに至る、民は愚か、官人まで之れを避忌するに傾き、是共に進行するを嫌ふの有様、殆んど社會に墮外排捨せられしと一般、其共進歩改良の幼稚なる所以ならんか、念茲に至れば轉た慨嘆に堪へざるなり、起點一番、官民共に、警風慣れ發せざるべからず、其の改良を謀るの要、先づ目的たる改良の程度即ち今世紀世界に採用せられつゝある、而かも吾國に適應なる制度を確定するにあり、其最上完全なる程度(終極と見做して可なり)を確立し、漸次

飯田 健吉
 天津 通
 多川音五郎
 野田一和賀
 飛高秀藏遺族

故大分縣看守長 飛高秀藏遺族

故秀藏在官中死亡二ヶ月俸三ヶ月分ヲ給ス
 滿二年看守勤續ニ付爲慰勞金八圓給與
 月俸拾圓給與
 看守教習所教官ヲ免ス
 看守教習所教官ヲ命ス

英城縣監獄醫 小松時輝一
 看守教習所教官看守長 服部 敏一
 看守長 永井 衛敏

●看守教習生

京都府ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業證書ヲ授與セリ
 看守 石村 萬平
 看守 尾垣 賢文
 全 三木 三藏
 全 松井 初男

岡山縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業證書ヲ授與セリ
 看守 爲田 肇
 全 渡邊 四郎
 看守 山田 胤雄
 全 龜澤 重行
 全 大佐古鶴太郎

熊本縣ニ於テハ左ノ如ク看守教習生ニ卒業證書ヲ授與セリ
 看守 山田 胤雄
 全 龜澤 重行
 全 大佐古鶴太郎

看守 岡 喜三郎
 全 神田 一

看守 井口 一弘
 看守 柏田 武藏



●宮城集治監通信
 ◎看守の追吊法會 六月十五日大海嘯の災變に方り雄勝出役所に於て非命の最期を遂げられたる故宮城集治監看守片山則次管野久太左衛門中山忠之遺男澤橋平山崎英太郎今野久五郎小塚斧男秋山好義八氏の爲め小泉典興以下職員一同相謀り五七日に相當せる去月十九日を以て追吊法會を興一番丁西木願寺別院に於て營まされたり當日參拜者は遺族を併せて無慮三百名山崎本縣典獄早川全看守長も參拜されたり、扱て正面佛壇に「大海嘯被害死亡(姓名)各靈位」を善したる位牌を安置し供物其前に堆く無數の燈明左右に燈々として大に莊嚴を極めぬ體で午後六時を報するや奏樂の間に月地重警師以下七十餘名の僧侶若衆讀經院勸講小經等法如く誦誦し夫より小泉典興靈前に進み恭しく祭文を朗讀し次で僧侶一同九聲念佛及び六種回向を修了りて參拜者一同順次燒香禮拜して退出せしは全八時頃なりしが遺族へは其人員に應じ紅白の大餅並美麗なる菓子一折つゝ供物を頒ち其他の參拜者へも菓子や配れり當日法會の莊嚴且つ鄭重なるその悲哀なる亦曾て覺へざる處にて死者の同僚も悉く健在し席を全ふして參拜せるを見るに付けても遺族者の悲嘆聲傷又一層にて終始歎歎流涕せしは滿場爲めに泣かざる者なかりき、序に記す死者八名の内屍体今に發見せざるは管野久太左衛門今野久五郎秋山好義三氏のみなりと尙ほ當日鈴木第一課長伴看守長の兩氏も吊許を手向けられしが小泉典興の祭文は左の如し

●北海道集治監通信

明治二十九年四月北海道集治監に於て在監囚に對し種痘を施行せしに總員千三百七十六人の内善感者百九十三人不感者一千八百八十三人にして則ち善感者は百人に付十四人強に當る其成績を年輪別にすれば左表の如し

| 年輪別 | 種別 | | 種痘初種 | 種痘再種 | 全再三種 | 天然痘瘰著感 | 天然痘瘰著感 | 全善明ならざるもの | 合 計 |
|------------|----|----|------|------|------|--------|--------|-----------|-----|
| | 善感 | 不感 | | | | | | | |
| 三十歳以上三十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十歳以上四十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十歳以上五十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十歳以上六十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十歳以上七十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十歳以上八十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十歳以上九十歳以下 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

前表に依り尙ほ種痘及天然痘をなしせ後の年數別を調査するに其結果左表の如くして則ち種痘者に在ては三年未滿天然痘者に在ては二十年未滿のものへは善感者なく漸次年を経るに従ひ善感者の多きをを見る

明治廿九年七月十九日宮城集治監典獄正七位勳六等小泉保直同志之謀り清野底蓋の典を供へて故看守片山則次管野久太左衛門中山忠之遺男澤橋平山崎英太郎今野久五郎小塚斧男秋山好義諸君の靈を祭る嗚呼哀哉、六月十五日大海嘯災を爲し爰天吊せず諸君遂に免れず余等始め其報に接するや恍として夢の如く是眞是幻を辨する能はず既にして驚魂纏に定まりて猶諸君の形影を見ざるに至りて方其凶報の訛傳ならずりしを恨む然も猶心物に開らぐ古より善人奇事多し諸君の忠孝信義に當り必すや天佑神護を享け破舟に乘し浮村に懸り遠境孤島に漂着して其生命を全ふすることを得たらん其報の至るを待つこと此に三十餘日而も吝として消息なし、天高く海濶し魂魄去て何の處に在りける側聞嗚咽當日の情形心目に儼然たり嗚呼哀哉、曩日諸君の其職に居るや晝夜盡瘁も倦怠の狀なく事を處し公平身を持し嚴正同僚愛敬し囚人悅服す惟に今や監獄改良の事日一日より急なり各國の良制を參酌して傳染の弊習を矯正して日進歩の世運に伴はしめんとするの秋に當り實に諸君の忠誠と勤勉とに須つ歩りしなり、而して一宵災變其形影を萬分の波底に失ふ天道は是非か茫々なる人事千古斯の如し某等之遺憾果して如何ぞや、雖然諸君の忠誠と勤勉とは特に某等との之を諒するのみならず海内各府縣の官僚諸氏亦之を諒せり、諸君の不幸薄命は特に某等との之を嘆惜するのみならず海内各府縣の官僚諸氏も亦皆之を嘆惜せり、乃ち海内各府縣の官僚諸氏は誄詞と贈金とを寄贈して諸君の靈を吊慰せり、諸君の天資忠誠にして平素職務に勤勉なるにあらずんば焉そ人を動かすこと斯の如く深且切なるを得んや實に諸君の光榮と謂ふべし嗚呼是以て九原に瞑するに足らん乎嗚呼哀哉尙愛

再三種痘せる者に於ける善感成績

天然痘を患へし者に於ける善感成績

| 年數 | 成露區分 | | 百分比例 | 善感不感 | | 百分比例 |
|-------|------|-----|------|------|-----|------|
| | 善感 | 不感 | | 善感 | 不感 | |
| 二年以上 | 九 | 一 | 三三六 | 一 | 一四二 | |
| 三年以上 | 七 | 五 | 二四 | 二 | 一 | |
| 五年以上 | 六 | 三 | 一五七 | 一 | 一 | |
| 十年以上 | 二 | 二 | 一四二 | 一 | 一 | |
| 十五年以上 | 三 | 二 | 一三〇 | 三 | 一八 | |
| 二十年以上 | 七 | 二 | 二二八 | 九 | 二二三 | |
| 廿五年以上 | 二 | 一 | 一五六 | 四 | 二六六 | |
| 三十年以上 | 一 | 一 | 四〇 | 四 | 二九六 | |
| 四十年以上 | 一 | 一 | 二四五 | 一 | 二二五 | |
| 五十年以上 | 一 | 一 | 一五九 | 二 | 一七三 | |
| 計 | 六八 | 三五九 | 一五九 | 二二 | 七九三 | |

前表に依れば年長者も決して痘瘡感受力減弱せる者に非ず又天然痘を患へし者にして著しく顔面に痘痕を印し且つ數十年を経過せしもの雖ども決して全然不感に安んずることを得ず再三種痘せるもの亦然り是す故に年長者痘瘡罹患者及再三種痘せるものも天然痘流行時に於ては進んで種痘を試むべき者たるを信す

し碑を建て本日其工成なるに至る今茲に法師を招し香花讚經を供し翌日有志者會同して聊々吊念を表ささん蓋し靈魂遠く九原に歸するの時は墓前の花も頭を垂れて思ふ處あるが如し叢中に啼く蟲も之を吊ぶが如く暗空の半月も亦無情を照らす嗚呼幾多の亡靈已に其處を得たり速に旨言の闇を滅し號哭として來り亭よ

神奈川縣須賀監獄支署長

神奈川縣監獄書記 大塚 壽 真

維時明治廿九年七月五日神奈川縣須賀監獄支署囚徒死亡者合葬の墓碕新に成るを告げ乃ち爰に法要の典を擧ぐるに會す蓋し聞く本縣監獄支署を此地に開設するや爾來茲に十有七年而て其間囚徒の死没數多し今就中無縁孤獨爲に支署の埋葬する處多なる者既に二百十四名の多きに及びり而して斯の如き衆多の埋骨久く没す各所に在り墓標漸く朽ちて人の吊ぶなく荒草空しく生じて墳土を散す豈に傷ましからずや今や署員各位其罪を惡んで其人を惡まず哀情交々至りて轉た死骸を歎す於是乎獄費之を助け義金之を發し以て離散の枯骨を取め之が合葬の墓碕を起す一抹の香烟墓前に上り一朶の花草墳土を清む誠に慈善の美舉と謂ふ可し嗚呼名徳空しくせざらんや不肖俊明久く本縣の教誨に従事する因て以て今日の佛事に與り同感の法侶に列して燒香し誦經す誠に歡喜の至りに堪へず聊々蕪辭を陳て以て無縁合葬の墓前に具ふ衆魂を來葬せよ

教誨師 田澤 俊 明白

明治廿九年丙申七月月初五須賀監獄支署死亡者の諸靈を慰する爲め合葬建碑の式に臨み敬て告ふす古人云ふ其罪を惡みて其人を惡まずと

●神奈川縣須賀監獄支署員通信

明治廿九年七月五日神奈川縣須賀監獄支署に於て同署開設以來の在監死亡囚合葬建碑追悼の舉行ありたり同日は同縣當置の教誨師田澤俊明始め僧侶五名同支署長及署員有志者等無慮三十名餘午後三時墓地に參集し嚴肅なる一遍の香花讚經會の追悼式ありしと謂ふ今其祭文を得れば左に錄す

維時明治廿九年七月五日異竟を備て在監死者の遺靈に告ぐる所あらん夫れ人の世に生活するや不幸悲の事物一にして足らざる雖も就中不幸の甚きものは死より過ぐるものばなし況や其臨終之際に親屬故舊の相見ゆるなく没後靈魂を吊慰する者なきに於てをや然や惟れば去る明治十三年當須賀監獄支署開設以來在監死亡囚百貳名の多きに及びり而て親戚故舊なく其遺骸の引取人なきため浦村光龍寺米ヶ濱龍木寺及當付屬墓地の荒原に埋没せられ者今尙は貳百拾四名此等死者の間に殊に可憐なるは外役土工に服役不幸にも土塊の下に壓死を遂げ或は誤て海中に陥り不慮の死に至りたるもの數拾名あり抑も汝等並に國法に觸れ圍圍に呻吟し其極生命を失し終天の怨を呑んで地下に眠する不能幾星霜を經るも一掬の水一枝の花をだも供する者なし肅然として伴ふものは松風寒月の無情物の心魂は空しく墓地の中天に彷徨す知らず何れの日か迷界を脱すべきや之れ汝等生前に於て人の惡む所を好み人の好む所を惡み天地に違逆し人心に從はざるの致す所なりと雖ども已に其死と共に宿世の罪科が消滅せり然るに尙ほも迷障の苛責を受くる何爲ぞ此の如き嗚呼誰れ此の不幸を惡み此の諸靈を吊するものならんや不肖壽真客歲六月赴任以後微衷を上言に陳請し幸に其許を得て除く墳墓の地を清め死亡滿三年を経過したる者の遺骨は合葬

此の如き慘愴たる狀況を見て痛く之を感嘆す因て之を本署に願ひての合葬建碑の式を舉行するに至れり然り雖も此舉を爲すに當りて他の出費を要するあり本署に復之れを嘉納して其若干の實費を助く是に於て吾當署有志諸員益々其力を得て大に之を經營するを得たり夫れ熱々惟みれば死者有縁は親戚に改葬せられ或は故舊に察記せらるる所多し然る豈慨嘆に耐ゆべけんや殊に察生前如何なる悔悟の眞情に之れ有りりと雖ども或は病覺の冒す處となり或は外役中誤て水に陥ち土に壓せられ泣きを呑んで地に入り不歸の客となり其改過遷善の實効も水泡に歸して之を郷里に報示することを得べけんや實に不幸の極り也謂ふべし今や此の機縁を拓き死屍遺骸を哀除して之を平坦にす而して之れが境拭を封し之が樹木を植へ之が碑表を建て屹然として一墳墓の体軀を成せり爾來世人も之を知り且つ歳時に吊祭するの便を得たり願念するに昔時擅制の世ならせば之を施さん欲するも得べからず汝等之を受んご欲するも亦得べからず然るに開明の節に向ひ且つ獄事改進の今日に遭遇する果して何の幸いぞや所謂恩の枯骨に及ぶさ云ふべし本日清酌庶羞の奠なしと雖ども會同の有志者相共に謀り特に導師數座を招待し誦經の聲明鈴の響洋々乎として耳に盈ふ諸靈夫れ之を祭りして號哭來り向くは舞けよ

神奈川縣須賀監獄支署

教誨師 飯田 直之 蒸 白ス

當須賀監獄支署在監死者合葬建碑追悼の典を舉行せらるる予幸に茲に列するを得たり豈一言の吊評なきを得んや嗟嗚夫れ人生の無情なる昔に草露風前の燈火ならざるなく貴賤老若無常の情ひなれども況て身

として刑事訴訟法も亦已に過般來之、調査に着手し居るも到底本年の議會迄には了了に至らざるべきが故に刑法の改正案も單獨に議會に提出するよりは寧ろ刑事訴訟法改正案の完成を待て同時に議會に提出する方便利ならん云々當局者は語れり

(明治廿九年八月九日東京日々新聞)

●内務省の提出案 内務省に於て本年の議會に提出せんとして先頃より取調へたる法案は昨年土木會の諮問を経て第九議會に提出せんとせし道路法案又土木會の諮問を経たるのみならず土木補助法案、本年新に調査せる土地收用法改正案、監獄則を制して其大部分を勅令となし残る部分を編成せる監獄法案等にして外に巡查看守の恩給も或は之を法案とせざるの詮議あり下水法其他衛生に關する法案も數件あり愈々議會に提出するまでには尙省議を盡し閣議にも上さるを得ざれば今は總べて未定に關すれども先頃より取調中若くは取調を終りたるものは先づ右の諸件なりといふ

(明治廿九年八月十四日東京新聞)

●内相邸の幻燈會 一昨日午後七時より内山下町なる板垣内相官邸に於て佐野尚氏に監獄に關する歐米各國古今の獄舎建築囚人罪狀の執行狀況及我邦に於ける故大久保内務卿の當時監獄局設立の狀況より今日に至る迄の罪狀執行の有様等を一々幻燈に寫し凡そ二時間程説明せられたるが内相初め伯爵夫人令息令嬢栗原秘書官其他屬僚十數名列席したり

(明治廿九年八月九日日本)

●監獄建築費國庫補助法 獄制の改良に伴ふて第一に着手すべきは各監獄署の改良なるも目下地方政費の多端にして其の負擔に堪へ難きと云ふより容易に獄制改良の目的を貫徹するも能はざるを以て其前に於ては

監獄署建築費國庫補助の議起り來る十一月の第十議會へ此れが法案を提出する筈にて目下種々取調中の由其補助の標準は監獄署建築二十萬圓以上の工事に對しては總工費三分の一を國庫の補助とし從て此に關する種々の規程を説くる筈なりと

(明治廿九年八月四日讀賣新聞)

●賊、公判の案内狀を新聞社に送る 石川縣の大盜二上平吉なるもの目下同縣監獄署に收禁中なるが頃日公判の期日定るや一の端書を北國新聞社へ投寄して曰く

拜啓陳ば拙者に係る窃盜被告事件の公判は來る廿九日の午前に御座候間御了知被下度此段御案内申上候也

石川縣監獄署在監人

二上平吉

北國新聞社編輯係御中

恁まで呑氣ならざれば大盜の名を博し得ざるにや

(明治廿九年七月松江市山陰新聞)

●典獄の來松 獄務打ち合せの爲め岡山縣典獄西村茂徳氏は同縣屬黒田新太郎氏を隨へ一昨夕來松白濁魚町勝部方に投宿又廣島縣典獄眞木喬氏も同縣看守長山縣齊高氏を隨へ一昨夕來松皆美館に投宿又鳥取縣典獄堀内久保氏は昨日來松白濁魚町勝部方に投宿す(前號に獄務協議會として來松の旨記せるは歸りにて全く事務打ち合せとして偶然相集れるなりと)

(明治廿九年八月一日神戸市關西商報日報)

●臺灣の監獄署 臺北縣には臺北、新竹、宜蘭の三監獄署を置き、臺中縣には臺中、苗栗、鹿港、埔里社、雲林の五監獄署、臺南縣には臺南、鳳山、嘉義、恒春の四監獄署、澎湖島には澎湖島監獄署を置く旨總督府令第八號を以て公布せらる

再版廣告

前内務大 長野村子爵閣下題辭
 内務省警保局長小野田元熙君序文
 内務省警保局長法學士浦太郎君序文
 内務省警保局長監獄課坪井直彦君序文
 内務省警保局長監獄課印南於菟吉君序文

看守服務要綱全一冊

本綴二十八錢
 仮綴二十三錢

本會に於て出版したる該書は幸ひに監獄社會に好評を博し各府縣多くは看守教習書として採用せられたり既に先般豫約出版の分は悉皆配付し終り餘部一冊もこれなく尙諸縣より御申込の向少ならず之に應ずる能はざるの遺憾あるを以て茲に再版に附せむと欲す御希望の署員は各監獄一纏めとなし該主任者を定められ本月三十日迄に本會へ御申込あらむことを希ふ尙主任者なくして一個人より御申込の向は前金に非ざれば發送不致候間此旨併せて御承知置願度候

明治二十九年八月

大日本監獄協會

- 任 滋賀縣典獄 任 秋田縣典獄 任 奈良縣監獄書記兼看守長 森 元祐
 任 福井縣典獄 任 奈良縣典獄陸軍一等藥劑官從六位勳六等 八木秀太郎
 任 滋賀縣典獄從七位 樋口一成 任 奈良縣典獄